

日医発第 138 号（地域）
令和 6 年 4 月 9 日

都道府県医師会会長 殿

公益社団法人日本医師会
会長 松本吉郎
（公印省略）

地域医療連携推進法人制度の見直しについて
および地域医療連携推進法人制度について（Q&A）

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

今般、厚生労働省医政局長等より各都道府県知事等宛に標記の通知が発出されるとともに、本会宛に周知方依頼がございました。

本通知は、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い発出されたものです。

詳細は、先般お送りした「個人立の医療機関等が参加法人等として参加できる地域医療連携推進法人に関する留意点について（事前連絡）」（令和 5 年 12 月 5 日付厚生労働省医政局医療経営支援課事務連絡、令和 5 年 12 月 11 日付日医発第 1592 号（地域））にてご案内しておりますが、主たるものとして、

- 個人立の医療機関を参加法人等として推進法人へ参加可能とするためには、推進法人から参加法人等に、資金の貸付、債務の保証及び基金の引受の募集、出資等を行わない旨の定款変更が必要であること
- 上記の定款変更をしている場合、参加法人から推進法人への報告が義務付けられている、予算の決定・変更、借入金の借入れ、定款・寄附行為の変更については、報告をしないでよいこと
- 上記の定款変更をしている場合で、「最終会計年度の貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額が 50 億円以上または最終会計年度に係る損益計算書の事業収益の部に計上した額の合計額が 70 億円以上」でない場合は、外部監査を必須としないこと
- 上記の定款変更の認可申請を行う場合は、「現に貸付等を行っていないこと及

び当該地域医療連携推進法人から出資を受けている事業者がいなことを証する書類」の添付が必要であること

- 3月31日が決算日であって、最終会計年度に係る貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額が50億円以上または最終会計年度に係る損益計算書の事業収益の部に計上した額の合計額が70億円以上である地域医療連携推進法人が、決算年度の途中で、所謂「資金の貸付け、債務の保証及び基金を引き受ける者の募集、出資を行わない」旨の定款変更につき、都道府県知事の認可を受けた場合、当該決算年度の全期間を対象とした外部監査を受けなければならないこと

について記載されております。

つきましては、貴会におかれましても本件につきご了解をいただくとともに、貴会管下の郡市区医師会並びに関係機関等へ御周知を賜りますようお願い申し上げます。

医政発 0117 第 11 号
令和 6 年 1 月 17 日

公益社団法人日本医師会長 殿

厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

地域医療連携推進法人制度の見直しについて

標記について、別添のとおり各都道府県知事宛てに通知を発出いたしましたので、貴会におかれましては、御了知の上、貴会傘下関係者に適宜御周知願います。

医政発 0117 第 10 号
令和 6 年 1 月 17 日

各 都 道 府 県 知 事 殿

厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

地域医療連携推進法人制度の見直しについて

令和 5 年 5 月 19 日に公布された「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」（令和 5 年法律第 31 号）により医療法（昭和 23 年法律第 205 号）が改正され、地域医療連携推進法人制度の見直しについて、令和 6 年 4 月 1 日から施行されます。また、これに伴い「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令」（令和 6 年厚生労働省令第 4 号）が本日、公布されたところです。

これらを受け、「地域医療連携推進法人制度について」（平成 29 年 2 月 17 日医政発 0217 第 16 号厚生労働省医政局長通知）を別添のとおり改正し、令和 6 年 4 月 1 日から適用することといたしますので、貴職におかれましては、御了知の上、必要な場合の準備行為への対応を含め適正な運用に努めていただくとともに、関係団体等に周知をお願いいたします。

【改正後全文】

医政発0217第16号

平成29年2月17日

医政発0330第33号

平成30年3月30日

医政発1225第17号

令和2年12月25日

最終改正 医政発0117第10号

令和6年1月17日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長
(公印省略)

地域医療連携推進法人制度について

平成27年9月28日に公布された「医療法の一部を改正する法律」（平成27年法律第74号）により医療法（昭和23年法律第205号。以下「法」という。）が改正され、地域医療連携推進法人制度について、平成29年4月2日から施行されることとなった。

さらに、令和5年5月19日に公布された「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」（令和5年法律第31号、以下、「令和5年改正法」という。）により法が改正され、制度の一部見直しについて、令和6年4月1日から施行されることとなった。これに伴い、令和6年1月17日に「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令」（令和6年厚生労働省令第4号）が公布されたところである。

これらを踏まえた具体的な制度の内容及び運用については、下記のとおりであるので、御了知の上、適正なる実施を期されたい。

記

第1 制度趣旨

高齢化の進展に伴い、患者の疾病構造は多様化しており、患者一人一人がその状態に応じた良質かつ適切な医療を安心して受けることができる体制を地域で構築することが求められている。このため、平成 26 年に改正された医療法に基づき、平成 27 年度から、各都道府県において、地域医療構想の策定を進め、医療提供体制の整備を図ることとされているが、その達成のための一つの選択肢として、地域の医療機関相互間の機能の分担・連携を推進し、質の高い医療を効率的に提供するための新たな制度を創設した。さらに、令和 5 年改正法により、制度の一部見直しを行った。

当該制度は医療機関の機能の分担及び業務の連携を推進するための方針を定め、当該方針に沿って、参加する法人又は個人が開設する医療機関の機能の分担及び業務の連携を推進することを目的とする一般社団法人を、都道府県知事が地域医療連携推進法人として認定する仕組みである。地域医療連携推進法人には介護事業等を実施する非営利法人又は個人も参加することができることとし、介護との連携も図りながら、地域医療構想の達成及び地域包括ケアシステムの構築に資する役割を果たすものと考えている。

第 2 制度内容

1 地域医療連携推進法人の認定について

(1) 都道府県知事の認定について（法第 70 条関係・医療法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 50 号。以下「則」という。）第 39 条の 2～第 39 条の 5 関係）

- ① 病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（以下「病院等」という。）に係る業務の連携を推進するための方針（以下「医療連携推進方針」という。）を定め、医療連携推進業務を行うことを目的とする一般社団法人は、当該連携を推進する区域（以下「医療連携推進区域」という。）の属する都道府県知事の認定（以下「医療連携推進認定」という。）を受けることができること。このため、当該法人は、医療連携推進認定を受けた後も引き続き、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号。以下「法人法」という。）に定める一般社団法人の要件等を満たす必要があること。（ただし、同法の規定のうち、法第 70 条の 16 の規定により適用除外となっている一般社団法人の名称使用の規定等を除く。）

地域医療連携推進法人の社員については、（ア）参加法人等及び（イ）則第 39 条の 2 に規定する地域において良質かつ適切な医療を効率的に提供するために必要な者であること。

（ア）参加法人等については、次の者であって、医療連携推進方針に基づく医療連携推進業務に参加するものであること。

- ・ 病院等を開設する法人
- ・ 病院等を開設する個人

- ・ 介護事業、薬局、見守り等の生活支援事業その他の地域包括ケアシステムの構築に資する事業（以下「介護事業等」という。）に係る施設又は事業所を開設し、又は管理する法人（営利を目的とする事業を営む者を除く。）
- ・ 介護事業等に係る施設又は事業所を開設し、又は管理する個人

また、株式会社立の病院等を開設する法人についても、機能の分担及び業務の連携の推進を目的とする場合は、これに該当すること。ただし、その場合は、地域医療連携推進法人の非営利性を確保する観点から、株式会社本体と分離した病院等単独の財務諸表の提出を当該法人から受ける等して、当該病院等が株式会社本体と経理上切り離されていること、剰余金が医業の範囲内で再投資される仕組みとなっていることを確認すること。また、株式会社本体の役員が当該一般社団法人の理事又は監事を務めること等によって当該一般社団法人の運営に関与することは適当でないこと。

なお、株式会社立の病院等を開設する法人が参加法人等となる一般社団法人に対して、医療連携推進認定をする際には、都道府県医療審議会において、

- ・ 当該病院等が地域において良質かつ適切な医療を効率的に提供するために必要な者であること
- ・ 当該株式会社が営利を目的に病院等の経営をしていないこと
- ・ 当該病院等が株式会社本体と経理上切り離されていること

について、実態に基づいて慎重に判断すること。

(イ) 則 39 条の 2 に規定する社員については、次の者でなければならないこと。

- ・ (ア) の参加法人等の対象となり得る者であって、参加法人等になることを希望しない者
- ・ 医療連携推進区域において、大学等の医療従事者の養成機関の開設者
- ・ 地方自治体、医師会及び歯科医師会等の医療連携推進区域において、当該法人の医療連携推進業務に関する業務を行う者

また、認定申請の際には、(3) の基準に適合することを説明した書類、(4) に該当しないことを説明した書類等が必要となること。当該書類の様式等は、4 (3) に示すものであること。

② 医療連携推進業務は、医療連携推進方針に沿った連携の推進を図ることを目的として行う業務であり、

- ・ 医療従事者の資質の向上を図るための研修
- ・ 医薬品、医療機器等の供給
- ・ 参加法人等（個人を除く。）が病院等に関する業務を行うのに必要な資金を調達するための支援として資金の貸付け、債務の保証及び基金を引き受ける者の募集（ただし、個別の法令等により、自己の資産を他者へ提供することが禁じられている法人等（社会福祉法に基づく社会福祉法人等）においては、自己の

資産を当該貸付け等の原資等とすることを目的として地域医療連携推進法人へ提供することはできないこと。)

- ・ 病院等の開設（病院等相互間の連携の推進に資するものに限る。）

等の業務であること。上記の各業務事項等についての留意事項は以下のとおりであること。

- ・ 上記の各業務事項については、医療連携推進方針に記載すること。
- ・ その費用については各業務事項ごとに財源を確保する必要があるが、当該一般社団法人の本部運営のための事務所使用料や決算公告費用等のいわゆる管理経費について、各社員から徴収する「会費」等の収益を財源に充てることは可能であるが、各業務事項ごとの財源については、当該業務に関与する参加法人等から別途事業費等の名目で徴収することや、各業務事項において得られた収益等により確保すること。
- ・ 医薬品、医療機器に係る調整を行う場合には、地域医療連携推進法人が一括購入を調整し、個別の購入契約については参加法人等がそれぞれ締結すること。
- ・ 医薬品、医療機器以外の物品等の供給を行う場合には、地域医療連携推進法人が、一括購入を実施する場合、一括購入を調整する場合又は一括購入を実施しない場合が考えられること。なお、いずれの場合であっても、関連する法令等を遵守して実施すること。
- ・ 資金の貸付け及び債務の保証を行う場合には、地域医療連携推進法人において、剰余金の配当を禁止する法第 54 条が準用されて適用されていることに留意が必要であること。
- ・ 参加法人等である医療法人から地域医療連携推進法人への資金の貸付けは、法第 54 条に抵触しない範囲でかつ、法人の目的に合致している範囲内で実施可能であること。
- ・ 地域医療連携推進法人による病院等の開設については、医療連携推進認定をした都道府県知事（以下「認定都道府県知事」という。）の確認を経た上で、開設の許可を得ることが必要であること。
- ・ 地域医療連携推進法人の参加法人等において、医療機能の分担・業務の連携を図るために、患者を転院等させることも考えられるが、地域医療連携推進法人の参加法人等であることをもって、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（平成 28 年 3 月 4 日保医発 0304 第 3 号厚生労働省保険局医療課長・歯科医療管理官連名通知）の「医科診療報酬点数表に関する事項」（別添 1）第 1 章「基本診療料」の第 2 部「入院料等」の通則 7「入院期間の計算」（3）における「特別の関係」に該当することにはならないこと。ただし、地域医療連携推進法人の参加法人等であることと関係なく、代表者が同一の場合等には「特別の関係」に該当すること。

- ・ 医師、看護師等の人事交流は労働法規に則って実施する必要があるが、一例としては在籍型出向があり、これは、出向元事業主と出向先事業主との間の出向契約により、出向労働者を出向元事業主との雇用契約関係を有したまま出向先事業主に雇用させることから、労働者派遣には該当しないこと。なお、当該在籍型出向が「業として行われる」場合には、職業安定法第 44 条により禁止される労働者供給事業に該当するが、一般的に在籍型出向のうち、

(ア) 労働者を離職させるのではなく、関係会社において雇用機会を確保する

(イ) 経営指導、技術指導の実施

(ウ) 職業能力開発の一環として行う

(エ) 企業グループ内の人事交流の一環として行う

等の目的を有しているものについては、出向が行為として形式的に繰り返し行われたとしても、社会通念上業として行われていると判断し得るものは少ないと考えられていること。

- ・ 地域医療連携推進法人の参加法人等同士又は同一参加法人等内で、病床過剰地域においても病床融通を実施できること。都道府県は、参加法人等から病院の開設の許可の申請、病院の病床数の増加等の申請があった場合において、地域医療構想の達成を推進するために必要なものであり、病床数の合計が増加しておらず、地域医療連携推進法人の地域医療連携推進評議会の意見を聴いて行われる場合には、基準病床数に、都道府県知事が地域医療構想の達成の推進に必要と認める数を加えて、当該申請に対する許可に係る事務を行うことができること。その際、当該法人の参加法人等が開設する病院及び診療所の病床数の合計が減少する場合は、当該申請に係る医療連携推進区域における医療提供体制の確保に支障を及ぼさないこと。

なお、都道府県は必要な病床数を認めるに当たって、当該申請に係る構想区域（法第 30 条の 4 第 2 項第 7 号に規定する区域をいう。以下同じ。）における地域医療構想調整会議（法第 30 条の 14 第 1 項に規定する協議の場をいう。）の協議の方向性に沿ったものであることを確認するとともに、都道府県医療審議会に諮ること。

また、当該申請に係る病院及び診療所が 2 以上の都道府県に所在する場合は、当該申請を受けた都道府県は、当該申請に係る医療連携推進区域に属する他の都道府県の意見を聴くこと。

（法第 30 条の 4 第 12 項・医療法施行令（昭和 23 年政令第 326 号。以下「令」という。）第 5 条の 4 の 2・則第 30 条の 32 の 3 関係）

- (2) 医療連携推進方針について（法第 70 条の 2・令第 5 条の 15・則第 39 条の 5 関係）

- ① 医療連携推進認定を受けようとする一般社団法人は、医療連携推進方針に定款等を添えて、都道府県知事に申請しなければならないこと。当該知事は、医療連携推進区域が2以上の都道府県にわたるときは、当該区域の属する都道府県の知事が協議して、医療連携推進認定に関する事務を行う知事を定めること。この場合において、当該一般社団法人に対し、当該事務を行う知事を通知すること。各都道府県ごとの医療連携推進区域の範囲等に基づき、当該事務を行う知事を定めることが想定されるが、必要に応じて、厚生労働省医政局医療経営支援課に相談すること。

医療連携推進方針には、

- ・ 医療連携推進区域
- ・ 参加法人等が当該区域において開設する病院等（参加病院等）の機能分担及び業務連携に関する事項
- ・ 当該事項の目標に関する事項
- ・ 運営方針・参加法人等に関する事項

を記載しなければならないこと。

その際、機能分担及び業務連携に関する事項については、機能分担・業務連携の双方の観点がそれぞれ必要かつ十分に記載されている必要があること。

併せて、参加法人等が医療連携推進区域において開設し、又は管理する介護事業等に係る施設又は事業所の機能分担及び業務連携に関する事項を記載することができること。

なお、一つの構想区域に複数の地域医療連携推進法人が創設されることもありえること。また、ある医療法人等が複数の地域医療連携推進法人の参加法人等になる場合であっても、参加病院等は、参加法人等がその参加する地域医療連携推進法人が定める医療連携推進区域において開設する病院等であり、参加法人等のすべての病院等が対象になるものではないこと。そのため、ある医療法人等は、複数の地域医療連携推進法人の参加法人等になることもありえること。

- ② 医療連携推進区域については、構想区域と整合的になるように定めることが原則であること。ただし、医療連携推進区域が属する都道府県の地域医療構想の達成に資すると認められる場合は、2以上の構想区域にわたる医療連携推進区域を定めることも可能であること。その場合、あらかじめ、それぞれの構想区域における地域医療構想調整会議の意見を聴いた上で、2以上の構想区域にわたる医療連携推進区域を定める理由及び必要性について、十分に精査されたいこと。
- ③ 医療連携推進方針については、住民等への周知の一環として、地域医療連携推進法人において常にインターネット等において公表すること。

（3）医療連携推進認定の基準について（法第70条の3・則第39条の7～39条の12

関係)

都道府県知事は、医療連携推進認定の申請をした一般社団法人が以下の基準に適合すると認めるときは、医療連携推進認定をすることができること。都道府県知事は、医療連携推進認定をするに当たっては、当該都道府県の医療計画において定める地域医療構想との整合性に配慮するとともに、あらかじめ、都道府県医療審議会の意見を聴かなければならないこと。

なお、当該一般社団法人は、あらかじめ、医療連携推進方針について、地域の医療関係者へ情報提供するとともに、地域医療連携推進法人は地域医療構想を達成するための一つの選択肢であることを踏まえ、予定する医療連携推進区域が属する構想区域における地域医療構想調整会議において説明し、理解を得ておくことが望ましいこと。

- ① 医療連携推進業務を行うことを主たる目的とすること。(別添3の「1」に規定する事業比率が50%超であること。)
- ② 医療連携推進業務を行うのに必要な経理的基礎及び技術的能力を有するものであること。
- ③ 医療連携推進業務を行うに当たり、社員、理事、監事、職員等の関係者に対し特別の利益を与えないものであること。(1)②における資金の貸付け等は当該特別の利益に当たらないものであること。(令第5条の15の2関係)
- ④ 病院等を開設する個人又は介護事業等に係る施設若しくは事業所を開設し、又は管理する個人が参加法人等である場合には、定款において参加法人等が病院等に関する業務を行うのに必要な資金を調達するための支援として資金の貸付け、債務の保証及び基金を引き受ける者の募集、並びに出資を行わない旨を定めているものであること。
- ⑤ 医療連携推進業務以外の業務を行う場合には、当該業務を行うことによって医療連携推進業務の実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- ⑥ 医療連携推進方針に(2)の事項を記載していること。
- ⑦ 医療連携推進区域を定款で定めているものであること。
- ⑧ 社員は、(1)①に定める者に限る旨を定款で定めているものであること。
- ⑨ 病院等を開設する参加法人等の数が2以上であり、病院等を開設する参加法人等の議決権の合計が介護事業等に係る施設又は事業所を開設し、又は管理する参加法人等の議決権の合計を超えるものであること。
- ⑩ 社員の資格の得喪に関して、医療連携推進目的に照らし、不当に差別的な取扱いをする条件その他の不当な条件を付していないものであること。
- ⑪ 社員は、各一個の議決権を有するものであること。ただし、定款の定めにおいて、
 - ・ 議決権に関して、医療連携推進目的に照らし、不当に差別的な取扱いをしないものであること。
 - ・ 議決権に関して、社員が当該一般社団法人に対して提供した金銭その他の財産

の価額に応じて異なる取扱いをしないものであること。

のいずれにも該当する場合は、この限りでないこと。

- ⑫ 参加法人等の議決権の合計が、総社員の議決権の過半を占めているものであること。

- ⑬ 営利を目的とする団体又はその役員と利害関係を有することにより社員総会の決議に不当な影響を及ぼすおそれがある者を、社員、理事、監事（以下「社員等」という。）としない旨を定款で定めていること。（則第 39 条の 8 関係）

社員総会の決議に不当な影響を及ぼすおそれがあり社員等としない者とは、具体的に以下であること。

（ア）当該一般社団法人と利害関係を有する営利団体の役員又は職員

（イ）上記役員の配偶者又は三親等内の親族

（ウ）当該一般社団法人と利害関係を有する営利事業の個人事業主

（エ）上記個人事業主の配偶者又は三親等内の親族

（オ）当該一般社団法人の参加法人等と利害関係を有する営利団体の役員又は職員

（カ）当該一般社団法人の参加法人等と利害関係を有する営利事業の個人事業主

（キ）（ア）～（カ）に類する者

なお、（ア）～（カ）に該当する者が非営利団体の役員等を兼務する場合であっても、当該欠格事由に該当することには変わりはないため、審査は実体的な判断の下に行われるものであること。また、（キ）については、例えば、（ア）～（カ）に該当する者から、地域医療連携推進法人や参加法人等の業務に関連した報酬等の経済的利益を受ける者が想定されること。また、（ア）及び（オ）の「営利団体」には、例えば、実質的に利益の分配を行っている一般社団法人や一般財団法人等も含むものであること。

- ⑭ 役員について、以下のいずれにも該当するものであること。

- ・ 理事が 3 人以上及び監事が 1 人以上であること。
- ・ 本人、配偶者、三親等以内の親族及びそれに類する特殊の関係がある者が、役員総数の 3 分の 1 を超えて含まれることがないものであること。（則第 39 条の 9 関係）
- ・ 理事のうち少なくとも 1 人は、診療に関する学識経験者の団体その他の関係団体の代表者又は診療に関する学識経験者であること。

- ⑮ 代表理事を 1 人置いているものであること。

- ⑯ 理事会を置いているものであること。

- ⑰ 以下の要件を満たす地域医療連携推進評議会を置く旨を定款で定めているものであること。

- ・ 診療に関する学識経験者の団体の代表、学識経験者、医療・介護を受ける立場にある住民代表等をもって構成されるものであること。具体的には、地域の医師

会・歯科医師会を代表する者、患者団体を代表する者、医療連携推進区域が属する自治体の担当者等が想定されること。

- ・ 参加法人等が予算の決定等の重要事項を決定するに当たって、あらかじめ、当該一般社団法人が意見を述べるに当たり、当該一般社団法人に対し、必要な意見を述べるができるものであること。
- ・ 医療連携推進方針に記載している目標に照らし、業務の実施状況について評価を行い、必要があると認めるときは、社員総会及び理事会において意見を述べるができるものであること。

- ⑱ 参加法人等が予算の決定又は変更、借入金の借入れ、事業に係る重要な資産の処分、事業計画の決定又は変更、定款又は寄附行為の変更、法人の合併又は、分割、解散又は事業の廃止その他の医療連携推進業務を行うに当たり重要事項を決定するに当たって、あらかじめ、当該一般社団法人に意見を求めなければならないものとする旨を定款で定めているものであること。ただし、当該一般社団法人の定款に、参加法人等が病院等に関する業務を行うのに必要な資金を調達するための支援として資金の貸付け、債務の保証及び基金を引き受ける者の募集、並びに出資を行わない旨を定めている場合には、参加法人等が当該一般社団法人に対して意見を求めなければならない重要事項から、予算の決定又は変更、借入金の借入れ及び定款又は寄附行為の変更について除くことができること。

なお、例えば、独立行政法人が参加法人等である場合は、その主務大臣及び独立行政法人の意思決定の自主性が尊重される必要があることも踏まえ、当該一般社団法人の意見について法的拘束力までではないことに留意すること。また、当該一般社団法人に意見を求めなければならない重要な事項については、参加法人等の合意のもと定款にすべて具体的に明記すること。

- ⑲ 医療連携推進認定の取消しの処分の日から、一月以内に、国、地方公共団体、公的医療機関、社団たる医療法人であって持分の定めのないもの又は財団たる医療法人（次号において「国等」という。）に贈与する旨を定款で定めているものであること。
- ⑳ 清算をする場合において、残余財産を国等に帰属させる旨を定款で定めているものであること。

（４）医療連携推進認定を受けることができない一般社団法人について（法第 70 条の 4・令第 5 条の 15 の 3 関係）

次のいずれかに該当する一般社団法人は、医療連携推進認定を受けることができないこと。

- ① 医療連携推進認定の取消しの日から 5 年を経過しないものであること。
- ② 暴力団員がその事業活動を支配するものであること。

③ 理事・監事に、次のいずれかに該当する者がいること。

- ・ 医療連携推進認定の取消しの日から 5 年を経過しないものであり、その原因となった事実があった日の 1 年以内に当該法人の理事であった者
- ・ 医療法等の保健医療又は社会福祉に関する法律により、罰金以上の刑に処せられ、その執行が終わった等の日から 5 年を経過しない者
- ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行が終わった等の日から 5 年を経過しない者
- ・ 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者

なお、保健医療又は社会福祉に関する法律とは、医療法のほか、以下に掲げるものであること。

- ・ 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）
- ・ 医師法（昭和 23 年法律第 201 号）
- ・ 歯科医師法（昭和 23 年法律第 202 号）
- ・ 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）
- ・ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）
- ・ 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）
- ・ 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）
- ・ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）
- ・ 老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）
- ・ 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）
- ・ 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 62 年法律第 30 号）
- ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）
- ・ 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 17 年法律第 124 号）
- ・ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）
- ・ 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 23 年法律第 79 号）
- ・ 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）
- ・ 再生医療等の安全性の確保等に関する法律（平成 25 年法律第 85 号）
- ・ 国家戦略特別区域法（平成 25 年法律第 107 号。第 12 条の 4 第 15 項及び第 17 項から第 19 項までの規定に限る。）
- ・ 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成 26 年法律第 50 号）
- ・ あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和 22 年法

律第 217 号)

- ・ 栄養士法（昭和 22 年法律第 245 号）
- ・ 保健師助産師看護師法（昭和 23 年法律第 203 号）
- ・ 歯科衛生士法（昭和 23 年法律第 204 号）
- ・ 診療放射線技師法（昭和 26 年法律第 226 号）
- ・ 歯科技工士法（昭和 30 年法律第 168 号）
- ・ 臨床検査技師等に関する法律（昭和 33 年法律第 76 号）
- ・ 薬剤師法（昭和 35 年法律第 146 号）
- ・ 理学療法士及び作業療法士法（昭和 40 年法律第 137 号）
- ・ 柔道整復師法（昭和 45 年法律第 19 号）
- ・ 視能訓練士法（昭和 46 年法律第 64 号）
- ・ 臨床工学技士法（昭和 62 年法律第 60 号）
- ・ 義肢装具士法（昭和 62 年法律第 61 号）
- ・ 救急救命士法（平成 3 年法律第 36 号）
- ・ 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）
- ・ 精神保健福祉士法（平成 9 年法律第 131 号）
- ・ 言語聴覚士法（平成 9 年法律第 132 号）

（５）地域医療連携推進法人の名称について（法第 70 条の 5 ・ 第 94 条関係）

医療連携推進認定を受けた法人は、その名称中に地域医療連携推進法人という文字を用いなければならない、当該認定を受けていない者は、その名称・商号中に、地域医療連携推進法人と誤認されるおそれのある文字を用いてはならないこと。

医療連携推進認定により、定款における、一般社団法人の文字を地域医療連携推進法人と変更したものとみなされるが、名称の変更の登記は法人自ら行う必要があり、その申請書には、医療連携推進認定を受けたことを証する書面を添付しなければならないこと。

不正の目的をもって、他の地域医療連携推進法人であると誤認されるおそれのある名称・商号を使用してはならないこと。

誤認のおそれのある文字、名称・商号を用いた地域医療連携推進法人は、10 万円以下の過料に処されること。

また、地域医療連携推進法人が公益社団法人である場合には、例えば、「公益社団法人・地域医療連携推進法人〇〇」と称することとする。

（６）地域医療連携推進法人の公示について（法第 70 条の 6 ・ 則第 39 条の 13 関係）

都道府県知事は、医療連携推進認定をしたときは、その旨をインターネット等により公示しなければならないこと。

2 地域医療連携推進法人の業務等について

(1) 地域医療連携推進法人の役割について（法第 70 条の 7 関係）

地域医療連携推進法人は、医療連携推進区域において、参加法人等の機能の分担及び業務の連携の推進等を図り、地域医療構想の達成及び地域包括ケアシステムの構築に資する役割を積極的に果たすよう努めなければならないこと。

その際、地域医療構想を策定する地域医療構想調整会議等における、地域の医療・介護の情報を地域医療連携推進法人の運営に活用するとともに、医療過疎地域における医療等、それぞれの地域において必要な医療を提供できる体制を構築するよう努めなければならないこと。また、健康管理から看取りまでできる体制を円滑に機能させるためにも、地域医療連携推進法人やその参加法人等は、地域住民の医療等の相談に対応するような関係を築いておくことが重要であると考えられること。

(2) 地域医療連携推進法人の業務について（法第 70 条の 8・則第 39 条の 14～第 39 条の 16 関係）

- ① 地域医療連携推進法人は、医療連携推進方針において記載した場合には、介護事業等の連携の推進を図るための業務を行うことができること。
- ② 地域医療連携推進法人（その定款に、参加法人等が病院等に係る業務を行うのに必要な資金を調達するための支援として資金の貸付け、債務の保証及び基金を引き受ける者の募集、並びに出資を行わない旨を定めている地域医療連携推進法人を除く。以下、②及び③において同じ。）は、以下に掲げる要件に該当する場合に限り、出資を行うことができること。

- ・ 出資を受ける事業者が、医療連携推進区域において、医療連携推進業務と関連する事業を行うものであること。
- ・ 出資に係る収益を、医療連携推進業務に充てるものであること。
- ・ 地域医療連携推進法人が、当該事業者の議決権の全てを保有すること。したがって、当該事業者に関して、地域医療連携推進法人以外の出資者や株主は存在しないものであること。また、地域医療連携推進法人以外の者が、議決権の無い優先株式を保有して当該事業者から配当等を得ることもできないこと。
- ・ 剰余金の配当が禁止されていることにかんがみ、地域医療連携推進法人は、当該事業者の事業活動を適切に支配・管理する必要があること。また、当該事業者が行う出資において当該事業者以外の出資者や株主が存在することは、地域医療連携推進法人が出資を行うことができる場合を限定している趣旨から逸脱するおそれがあることから認められないこと。

- ③ 地域医療連携推進法人は、以下に掲げる要件に該当する場合に限り、参加法人等（個人を除く。）が病院等に関する業務を行うのに必要な資金を調達するための

支援として資金の貸付け、債務の保証及び基金を引き受ける者の募集を行うことができること。

資金の貸付けの場合、当該貸付け業務は、貸金業法（昭和 58 年法律第 32 号）第 2 条第 1 項第 2 号の規定に該当し、貸金業には当たらないため、同法に定める登録等は不要であること。

- ・ 地域医療連携推進法人が実施する貸付けが、参加法人等（個人を除く。）が病院等に関する業務を行うのに必要な資金を調達するための支援という目的を逸脱していないこと。
- ・ 契約書類が適正に作成・保管されており、償還方法や償還期限等が明確になっていること。
- ・ 適正な利率が設定されていること。
- ・ 返済不能時に備えて、担保や保証人の設定等が適切に行われていること。

- ④ 地域医療連携推進法人は、病院等又は介護事業等に係る施設若しくは事業所であつて第一種社会福祉事業に係るもの（一般社団法人が開設できるものに限る。）を開設しようとするときは、あらかじめ、医療連携推進業務の実施に支障のないことについて、認定都道府県知事の確認を受けなければ、これらの開設の許可の申請を行うことができないこと。

認定都道府県知事は、当該確認等をするに当たって、あらかじめ都道府県医療審議会の意見を聴かなければならないこと。

- ⑤ 地域医療連携推進法人は、①から④以外にも幅広い業務を医療連携推進業務として実施可能であるが、その場合であっても、病院等の業務の連携に資するものである必要があり、したがって、業務連携に何ら関連のない医療の実施については医療連携推進業務とはみなされないこと。

- （3）医療連携推進目的事業財産について（法第 70 条の 9・則第 39 条の 17～第 39 条の 20 関係）

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号。以下「公益認定法」という。）第 18 条の規定を準用し、地域医療連携推進法人は、医療連携推進目的事業財産については、医療連携推進事業に使用しなければならないこと。なお、医療連携推進業務以外の業務から生じた収益の 50%は、医療連携推進目的事業財産とする必要があること。また、地域医療連携推進法人が公益社団法人である場合には、公益認定法の規定を遵守する必要があり、公益目的事業財産及び公益目的取得財産残額に係る公益認定法の規定については、医療連携推進目的事業財産及び医療連携推進目的取得財産残額に係る医療法の規定に優先して適用されるものであること。

- （4）地域医療連携推進法人が業務を行うに必要な資産について（法第 70 条の 10・則

第 39 条の 21 関係)

地域医療連携推進法人は、法第 41 条の規定を準用し、業務を行うに必要な施設、設備又は資金を有しなければならないこと。

(5) 参加病院等の広告及び標章について（法第 6 条の 5・法第 70 条の 11 関係）

地域医療連携推進法人の参加病院等である場合には、その旨を広告しても差し支えないこと。

また、参加法人等は、医療連携推進方針に沿った連携の推進が図られることを示すため、その開設する参加病院等・参加介護施設等に標章（ロゴマーク）を掲示しなければならないこと。標章（ロゴマーク）については、当該地域医療連携推進法人が特定できるものであればよく、図案がなく文字だけのものであっても構わないものであること。

(6) 地域医療連携推進法人の理事及び監事について（法第 70 条の 12 関係）

理事及び監事については、定数の 5 分の 1 を超える者が欠けたときは、一月以内に補充しなければならないこと。また、監事の任期は 2 年を超えることはできないが、ただし、再任を妨げないこと。

監事は、理事が不正行為等を行っていると認めるときは、遅滞なく、認定都道府県知事、社員総会又は理事会に報告しなければならないこと。

(7) 地域医療連携推進評議会の意見等について（法第 70 条の 13 関係）

地域医療連携推進評議會は、医療連携推進方針に記載されている、参加病院等相互間の機能の分担及び業務の連携に関する目標に照らし、地域医療連携推進法人の業務の実施の状況について評価を行い、地域医療連携推進法人は、その結果を公表しなければならないこと。

地域医療連携推進法人は、地域医療連携推進評議会の意見を尊重するものとする。

(8) 地域医療連携推進法人の計算について（法第 70 条の 14・則第 39 条の 22・地域医療連携推進法人会計基準(平成 29 年厚生労働省令第 19 号)関係）

地域医療連携推進法人は、法第 6 章第 4 節の規定を準用し、計算に関する規定が適用されること。その中で、地域医療連携推進法人は、公認会計士又は監査法人の監査を受けなければならないこととされているものであること。ただし、次のいずれにも該当する場合には、当該監査を要しないものであること。

- ・ 定款に、参加法人等が病院等に係る業務を行うのに必要な資金を調達するための支援として資金の貸付け、債務の保証及び基金を引き受ける者の募集、並びに出資

を行わない旨を定めていること。

- ・ 以下の基準に該当しないこと。

最終会計年度(法 70 条の 14 により読み替えて準用する法第 51 条第 1 項の事業報告書等につき、同じく読み替えて準用する同条第 6 項の承認を受けた直近の会計年度をいう。)に係る貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額が 50 億円以上または最終会計年度に係る損益計算書の事業収益の部に計上した額の合計額が 70 億円以上であること。

また、貸借対照表及び損益計算書の作成については、地域医療連携推進法人会計基準及び「地域医療連携推進法人会計基準適用上の留意事項並びに財産目録、純資産変動計算書及び附属明細表の作成方法に関する運用指針」(平成 29 年 3 月 21 日医政発 0321 第 5 号厚生労働省医政局長通知)によるものであること。

(9) 地域医療連携推進法人の解散及び清算について(法第 70 条の 15・則第 39 条の 23 関係)

地域医療連携推進法人は、法第 6 章第 7 節の規定を準用し、解散及び清算に関する規定が適用されること。主な具体的事項は以下のとおりであること。

- ・ 解散は、定款をもって定めた解散事由の発生、目的たる業務の成功の不能、社員総会の議決、社員の欠亡又は破産手続開始の決定によるものであること。
- ・ 解散した際の残余財産は、定款の定めにあるところにより、その帰属すべき者に帰属すること。
- ・ 解散した場合であっても、清算の目的の範囲内において、その清算の終了に至るまではなお存続するものとみなすこと。
- ・ 解散したときは、理事がその清算人となること。

(10) 地域医療連携推進法人において適用しない法人法の規定について(法第 70 条の 16 関係)

地域医療連携推進法人は、法人法第 5 章の合併に関する規定等については適用しないこと。

3 地域医療連携推進法人の監督について

(1) 地域医療連携推進法人が定款において定める事項について(法第 70 条の 17 関係)

地域医療連携推進法人は、法人法第 11 条第 1 項各号に掲げる事項(目的、名称、主たる事務所の所在地、設立時社員の氏名又は名称及び住所、社員の資格の得喪に関する規定、公告方法及び事業年度)、医療連携推進区域、地域医療連携推進評議会、役員に関する規定、解散に関する規定、開設している病院等の名称及び所在地等について、

定款において定めなければならないこと。

(2) 地域医療連携推進法人の定款の変更について（法第 70 条の 18・則第 39 条の 24～第 39 条の 26 関係）

地域医療連携推進法人は、法第 54 条の 9（第 1 項及び第 2 項を除く。）の規定を準用し、定款の変更に関する規定が適用されること。主な具体的事項は以下のとおりであること。

- ・ 定款の変更は、認定都道府県知事の認可を受けなければ、効力を生じないこと。
- ・ 認定都道府県知事は、変更手続が法令等に違反していないかどうかを審査した上で、認可を決定しなければならないこと。
- ・ 定款の変更が、住所の変更等の認可を要しないものであるときは、遅滞なく、変更した定款を認定都道府県知事に届け出なければならないこと。
- ・ 定款の変更が、地域医療連携推進法人自らが、（ア）病院等を開設又は（イ）介護事業等に係る施設若しくは事業所であって、第一種社会福祉事業に係るものを開設するものである場合は、認可申請の際、変更の内容及びその理由並びに定款に定められた手続を経たことを証する書類のほか、それぞれ次の書類の添付が必要であること。

（ア）の場合 当該病院等の診療科目、従事者の定員並びに敷地及び建物の構造設備の概要を記載した書類、当該病院等の管理者となるべき者の氏名を記載した書面並びに定款変更後 2 年間の事業計画及び予算書

（イ）の場合 当該施設の従事者の定員並びに敷地及び建物の構造設備の概要を記載した書類、当該施設の管理者となるべき者の氏名を記載した書面並びに定款変更後 2 年間の事業計画及び予算書

また、認定都道府県知事は、これらの定款変更の認可に当たっては、重要な定款変更として、都道府県医療審議会の意見を聴かななければならないこと。

- ・ 定款の変更が、（ウ）参加法人等が病院等に係る業務を行うのに必要な資金を調達するための支援として資金の貸付け、債務の保証及び基金を引き受ける者の募集、並びに出資（この段落において「貸付等」という。）を行わない旨を定め、又は（エ）これを削除するものである場合は、認可申請の際、変更の内容及びその理由並びに定款に定められた手続を経たことを証する書類のほか、それぞれ次の書類の添付が必要であること。

（ウ）の場合 現に貸付等を行っていないこと及び当該地域医療連携推進法人から出資を受けている事業者がないことを証する書類

（エ）の場合 定款変更後の当該地域医療連携推進法人の参加法人等の名称及び住所を記載した書類

また、認定都道府県知事は、これらの定款変更の認可に当たっては、社員総会に

において、参加法人等に対する貸付等を行うことができなくなる、又はできるようになることについて説明が行われていることを確認すること。

(3) 地域医療連携推進法人の代表理事の選定及び解職について（法第 70 条の 19・則第 39 条の 27 関係）

地域医療連携推進法人の代表理事の選定及び解職は、認定都道府県知事の認可を受けなければ効力を生じないこと。ただし、代表理事を再任する場合については、当該認可を要しないこと。認可申請においては、当該代表理事の履歴書の添付が必要であること。

認定都道府県知事は、認可をし、又は認可をしない処分をするに当たっては、あらかじめ、都道府県医療審議会の意見を聴かなければならないこと。

(4) 地域医療連携推進法人の監督について（法第 70 条の 20 関係）

地域医療連携推進法人は、医療法人に係る立入検査をする職員の証明書に関する事項（法第 6 条の 8 第 3 項及び第 4 項）、法令違反の疑い時の報告徴収、立入検査等に関する事項（法第 63 条第 1 項）及び法令違反時の改善措置命令に関する事項（法第 64 条）に関する規定を準用すること。例えば、地域医療連携推進法人に参加しない法人又は個人と、業務上の連携をしないというような、医療・介護サービスの提供体制に悪影響を及ぼすような事態が生じる場合は、認定都道府県知事の監督の対象事項となりえること。

(5) 地域医療連携推進法人の認定の取消しについて（法第 70 条の 21 関係）

認定都道府県知事は、

- ・ 地域医療連携推進法人が不正の手段により医療連携推進認定を受けたとき等においては、あらかじめ、都道府県医療審議会の意見を聴いた上で、医療連携推進認定を取り消さなければならないこと。
- ・ 1 (3) の基準のいずれかに適合しなくなったとき等においては、あらかじめ、都道府県医療審議会の意見を聴いた上で、医療連携推進認定を取り消すことができること。

その場合に、認定都道府県知事は、当該認定を取り消した旨をインターネット等により公示し、登記所に名称の変更の登記を嘱託しなければならないこと。

医療連携推進認定の取消しの処分を受けた地域医療連携推進法人は、地域医療連携推進法人という文字を一般社団法人に変更する定款の変更をしたものとみなすこと。

(6) 医療連携推進認定の取消し等に伴う贈与について（法第 70 条の 22・則第 39 条の 29 関係）

医療連携推進認定を取り消した場合について、公益認定法第 30 条の規定を準用すること。認定都道府県知事等が、医療連携推進目的取得財産残額に相当する額の金銭について受ける旨の、書面による契約が成立したものとみなすこと。

(7) 公益認定を受けている場合の贈与等の特例について（則第 39 条の 30 関係）

地域医療連携推進法人が公益社団法人である場合は、法第 70 条の 3 第 1 項第 18 号（医療連携推進認定取消し時の国等への贈与）及び第 19 号（清算時の残余財産の国等への帰属）の規定は、適用しないこと。

また、地域医療連携推進法人が公益社団法人である場合において、当該地域医療連携推進法人が法第 70 条の 21 第 1 項又は第 2 項の規定による医療連携推進認定の取消しの処分を受けた場合は、同条第 5 項から第 7 項まで及び法第 70 条の 22 の規定は、適用しないこと。

(8) 厚生労働大臣から認定都道府県知事に対する指示について（法第 70 条の 23 関係）

厚生労働大臣は、改善措置命令等の処分を行わないことが著しく公益を害するおそれがあると認めるときは、認定都道府県知事に対し、処分を行うべきことを指示することができること。

認定都道府県知事は、役員の解任の勧告等をするに当たっては、その相手方に対し、弁明する機会を与えなければならないこと。

4 その他

(1) 施行日について

地域医療連携推進法人に関する各法令の規定は、平成 29 年 4 月 2 日から施行されること。

令和 5 年改正法による地域医療連携推進法人に関する改正は、令和 6 年 4 月 1 日から施行されること。

(2) 準備行為について（法第 71 条関係）

都道府県知事は、令和 5 年改正法による改正の施行の日（令和 6 年 4 月 1 日）前においても、個人立の病院等が参加する地域医療連携推進法人に係る医療連携推進認定に必要な準備行為をすることができること。具体的には、施行の日前においても、医療連携推進認定を受けようとする一般社団法人は都道府県知事に認定の申請をすることができ、都道府県知事は、都道府県医療審議会から、認定をするに当たっての意見を聴くこと等ができること。

(3) 医療連携推進認定の申請等に係る添付書類等について

- ① 認定申請書に添付する書類のうち、以下のものについては別添様式を用いること。

別添 1 医療連携推進方針

別添 2 理事及び監事の氏名、生年月日及び住所等を記載した書類

別添 3 医療法第 70 条の 3 第 1 項各号に掲げる基準に適合することを証する書類

別添 4 医療法第 70 条の 4 第 1 号イからニまでのいずれにも該当しないことを証する書類

医療法第 70 条の 4 第 2 号及び第 3 号のいずれにも該当しないことを証する書類

別添 5 表明・確約書（法人社員用）

別添 6 表明・確約書（個人社員・理事・監事用）

なお、認定申請書には上記の他、当該一般社団法人の定款及び登記事項証明書を添付すること。

- ② 代表理事の選定認可申請書及び解職認可申請書については、別添様式を用いること。

別添 7 地域医療連携推進法人の代表理事の選定認可申請書

別添 8 地域医療連携推進法人の代表理事の解職認可申請書

- ③ 資金の貸付け、債務の保証及び基金を引き受ける者の募集、並びに出資を行わない旨を定める定款変更の認可申請書に添付する書類は別添様式を用いること。

別添 9 参加法人等が病院等に係る業務を行うのに必要な資金を調達するための支援として現に資金の貸付け、債務の保証及び基金を引き受ける者の募集をしていないこと及び出資を受けている事業者がいらないことを証する書類

医療連携推進方針

1. 医療連携推進区域
2. 参加法人等
3. 理念・運営方針
4. 病院等相互間の機能の分担及び業務の連携に関する事項及びその目標
5. 介護事業その他地域包括ケアの推進に資する事業に関する事項

(記載上の注意事項)

- 「2」については、参加法人等、参加病院等及び参加介護施設等の名称を記載すること。
- 「4」については、地域医療構想の達成の観点から参加病院等が実施する機能分担及び業務連携について記載すること。
- 「5」については、医療法第70条の2第4項に基づき、参加病院等及び参加介護施設等の相互間で業務連携を実施する場合に記載すること。

理事及び監事の氏名、生年月日及び住所等を記載した書類

	氏 名	生年月日	住 所	所属・役職名	代表 理事
理 事					☐
					☐
					☐
監 事					

- (記載上の注意事項)
- 「所属・役職名」欄には、当該理事・監事が所属する法人名・団体名等を記載すること。
 - 理事のうち少なくとも1人は、以下の者であること。(法第70条の3第1項第13号ハ)
 - ・診療に関する学識経験者の団体その他の関係団体の代表者
 - ・診療に関する学識経験を有する者
 - 代表理事である者にチェックを入れること。(法第70条の3第1項第14号)

医療法第 70 条の 3 第 1 項各号に掲げる基準に適合することを証する書類

1 医療連携推進業務を主たる目的としていること（事業比率 50%超）（第 1 号）

事業比率の見込み	%
----------	---

（記載上の注意事項）

- 事業比率の算出式は以下のとおりであるが、本申請時には事業計画書や予算書等を用いて見込みとして算出したものを上記に記載すること。

純資産増減計算内訳表	
① 医療連携推進業務会計の経常費用計	
② その他業務会計の経常費用計	
③ 法人会計の経常費用計	
事業比率 = ① / (①+②+③)	

2 医療連携推進業務を行うのに必要な経理的基礎及び技術的能力を有していること（第 2 号）

(経理的基礎) ・財務基盤の明確化について ・経理処理・財産管理の適正性について
(技術的能力) ・業務実施のための技術、専門的人材や設備等の能力の確保について

(記載上の注意事項)

- 「財務基盤の明確化」については、財務状態や今後の財務の見通しについて記載すること。
- 「経理処理・財産管理の適正性」については、財産の管理・運用に関する役員の適切な関与状況や、開示情報や監督庁への提出資料の基礎として必要な会計帳簿の備え付けについて、記載すること。

3 社員等に対し特別の利益を与えないこと（第3号）

区 分	社員等に対する利益供与の内容	特別の利益の有無
施設の利用		有 ・ 無
金銭の貸付け		有 ・ 無
資産の譲渡		有 ・ 無
給与の支給		有 ・ 無
その他財産の運用及び事業の運営		有 ・ 無

(記載上の注意事項)

- 「社員等に対する利益供与の内容」欄には、次表の「経理等に関する明細表」の記載内容に基づき、次のように記載すること。
 - ① 「施設の利用」欄
社員等（医療法施行令第5条の15の2に規定する者をいう。以下同じ。）が当該一般社団法人の施設を利用している場合に、その利用状況の内容を記載すること。
 - ② 「金銭の貸付け」欄
当該一般社団法人が社員等に金銭を貸し付けている場合に、その貸付けの内容を記載すること。
 - ③ 「資産の譲渡」欄
当該一般社団法人が社員等に資産を譲渡した場合に、その譲渡の内容を記載すること。
 - ④ 「給与の支給」欄
当該一般社団法人が社員等に対して支給している給与について、その支給内容を記載すること。
 - ⑤ 「その他財産の運用及び事業の運営」欄
当該一般社団法人について、社員等からの借用物件、借入金及び譲受資産等がある場合に、その取引の内容について記載すること。

(経理等に関する明細表)

① 社員等の施設の利用明細

区 分	社員等の氏名 又は名称	特殊の関係	内 容	利用年月日	利用料金
施設の貸与					
そ の 他					

② 社員等に対する貸付金の明細

貸付先の氏名又は名称	貸付金現在高	貸付当初の元本	貸付当初の年月日
利率	年間の受取利息額	担保の種類及び数量	特殊の関係

貸付先の氏名又は名称	貸付金現在高	貸付当初の元本	貸付当初の年月日
利率	年間の受取利息額	担保の種類及び数量	特殊の関係

③ 社員等に対する譲渡資産の明細

譲渡先の氏名又は名称	譲渡資産の種類	地目、構造、規格等	面積数量
譲渡年月日	譲渡価額	特殊の関係	備考

譲渡先の氏名又は名称	譲渡資産の種類	地目、構造、規格等	面積数量
譲渡年月日	譲渡価額	特殊の関係	備考

④ 当該一般社団法人の業務に従事している従業員等の明細

氏 名	職務内容	就職年月日	常勤又は 非常勤の別	当該一般社団法人 との関係	給与の支給 の有 無
					有 ・ 無
					有 ・ 無
					有 ・ 無
					有 ・ 無
					有 ・ 無
					有 ・ 無
					有 ・ 無
					有 ・ 無
					有 ・ 無
					有 ・ 無

⑤ 社員等からの借用物件の明細

貸主の氏名又は名称	物件名	地目、構造、規格等	面積数量	用途
借用年月日	借用期間	賃借料	特殊の関係	備考

貸主の氏名又は名称	物件名	地目、構造、規格等	面積数量	用途
借用年月日	借用期間	賃借料	特殊の関係	備考

⑥ 社員等からの借入金の明細

債権者の氏名又は名称	借入金現在高	借入当初の元本	借入当初の年月日
利率	年間の支払利息額	担保の種類及び数量	特殊の関係

債権者の氏名又は名称	借入金現在高	借入当初の元本	借入当初の年月日
利率	年間の支払利息額	担保の種類及び数量	特殊の関係

⑦ 社員等からの譲受資産の明細

譲受先の氏名又は名称	譲受資産の種類	地目、構造、規格等	面積数量
譲受年月日	譲受価額	特殊の関係	備考

譲受先の氏名又は名称	譲受資産の種類	地目、構造、規格等	面積数量
譲受年月日	譲受価額	特殊の関係	備考

⑧ その他財産の運用及び事業の運営

社員等の氏名又は名称	具 体 的 な 内 容

(記載上の注意事項)

○ 各欄共通

「社員等」とは、以下の者をいう。(医療法施行令第5条の15の2)

- (1) 当該一般社団法人の理事、監事又は職員
- (2) 当該一般社団法人の社員又は基金（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第131条に規定する基金をいう。）の拠出者
- (3) (1) 又は (2) に掲げる者の配偶者又は三親等内の親族
- (4) (1)、(2) 又は (3) に掲げる者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- (5) (3) 又は (4) に掲げる者のほか、(1) 又は (2) に掲げる者から受ける金銭その他の財産によって生計を維持する者
- (6) (2) に掲げる者が法人である場合にあっては、その法人が事業活動を支配する法人又はその法人の事業活動を支配する者として厚生労働省令で定めるもの（医療法施行規則第39条の6）

○ 「① 社員等の施設の利用明細」

- (1) 申請時における当該一般社団法人の社員等について、次の区分に応じて記載すること。
 - イ 当該一般社団法人の社員等に対して、当該一般社団法人の土地、建物等の物件を賃貸（無

償で使用させている場合を含む。) している場合には、「施設の貸与」欄にその内容を記載すること。

ロ 当該一般社団法人の社員等に対して、上記以外に当該一般社団法人の施設を利用させている場合には、「その他」欄にその内容を記載すること。

(2) 「特殊の関係」欄には、使用者が参加法人等であれば「参加法人等」と、代表理事であれば「代表理事」等と記載すること。

(3) 「内容」欄には、その施設の利用状況（例えば、社宅として建物を貸与、他の法人の事務室等）を記載すること。

(4) 「利用年月日」欄には、その施設の利用年月日（例えば、社宅の貸与の場合等には利用期間）を記載すること。

○ 「② 社員等に対する貸付金の明細」

(1) 社員等に対する貸付金がある場合に記載すること。

(2) この表は、貸付先ごとに記載すること。

(3) 貸付金現在高は、直近に終了した会計年度の末日現在の金額を記載すること。

(4) 貸付当初の元本は、貸換えにより継続しているものについては当初の金額を記載すること。

(5) 「特殊の関係」欄には、貸付の相手方が代表理事であれば「代表理事」と、職員であれば「職員」等と記載すること。

○ 「③ 社員等に対する譲渡資産の明細」

(1) 直近に終了した3会計年度において、社員等（譲渡時に当該一般社団法人の社員等であった者を含む。）に対して、当該一般社団法人の土地、建物等の主要な資産の譲渡がある場合に記載すること。

(2) 「特殊の関係」欄には、譲渡先が参加法人等であれば「参加法人等」と、代表理事であれば「代表理事」等と記載すること。

○ 「④ 当該一般社団法人の業務に従事している従業員等の明細」

(1) 申請時の従業員等（当該一般社団法人の理事、監事又は職員をいう。）について記載すること。

(2) 「職務内容」欄には、担当している現在の職務内容（例えば、事務長等）を記載すること。

(3) 「当該一般社団法人との関係」欄には、例えば、その者が代表理事であれば「代表理事」と、職員であれば「職員」等と記載すること。

○ 「⑤ 社員等からの借用物件の明細」

(1) 直近に終了した会計年度の末日現在において、社員等から土地、建物等の物件を賃借（無償で使用している場合を含む。）している場合に記載すること。

(2) 「特殊の関係」欄には、貸主が参加法人等であれば「参加法人等」と、代表理事であれば「代表理事」等と記載すること。

(3) 「備考」欄には、賃借に際し、権利金、敷金の支払の有無及びその支払金額を記載すること。

○ 「⑥ 社員等からの借入金の明細」

(1) 社員等からの借入金がある場合に記載すること。

(2) この表は、債権者ごとに記載すること。

(3) 借入金現在高は、直近に終了した会計年度の末日現在の金額を記載すること。

(4) 借入当初の元本は、借換えにより継続しているものについては、当初の金額を記載すること。

(5) 「特殊の関係」欄には、債権者が参加法人等であれば「参加法人等」と、代表理事であれば「代表理事」等と記載すること。

○ 「⑦ 社員等からの譲受資産の明細」

(1) 直近に終了した3会計年度において、社員等（譲渡時に社員等であった者を含む。）から、当該一般社団法人に対して土地、建物等の主要な資産の譲受がある場合に記載すること。

(2) 「特殊の関係」欄には、譲受の相手方が参加法人等であれば「参加法人等」と、代表理事であれば「代表理事」等記載すること。

○ 「⑧ その他財産の運用及び事業の運営」

申請時において、上記以外に財産の運用及び事業の運営に関し、社員等が利益を受けている場合に、その内容を記載すること。

4 参加法人等の構成等（第8号、第11号）

	法人名等	医療機関名等	議決権数
病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する参加法人等			①
			②
介護施設等を開設する参加法人等			③
			④
その他の社員			⑤
その他の社員			⑥
総 議 決 権 数 （①～⑥の合計）			⑦
参加法人等の議決権の構成割合（第8号）		$(①+②) > (③+④)$	
参加法人等の議決権の構成割合（第11号）		$[(①+②+③+④) / ⑦] > 0.5$	

5 各役員の親族等の割合が役員総数の3分の1を超えないこと（第13号口）

	総 数 ①	最も人数の多い 親族等のグループの人数②	親族等の割合 ②／①
理 事	人	人	%
監 事	人		

（記載上の注意事項）

○ ②の人数は、以下の者の合計とすること。

- （1）当該役員、配偶者及び三親等以内の親族
- （2）当該役員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- （3）当該役員の使用人及び使用人以外の者で当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
- （4）（2）又は（3）に掲げる者の親族でこれらの者と生計を一にしているもの

医療法第 70 条の 4 第 1 号イからニまでのいずれにも該当しないことを証する書類
 医療法第 70 条の 4 第 2 号及び第 3 号のいずれにも該当しないことを証する書類

区 分		事実の有無
① 理事及び監事のうち、次のいずれかに該当する者の有無		
イ 地域医療連携推進法人が医療連携推進認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前 1 年以内に当該地域医療連携推進法人の業務を行う理事であった者でその取消しの日から 5 年を経過しないもの		有 ・ 無
ロ 医療法その他保健医療又は社会福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して 5 年を経過しない者		有 ・ 無
ハ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者		有 ・ 無
ニ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）		有 ・ 無
② 医療法第 70 条の 21 第 1 項又は第 2 項の規定により医療連携推進認定を取り消され、その取消しの日から 5 年を経過しないもの		有 ・ 無
③ 暴力団員等がその事業活動を支配するもの		有 ・ 無

（記載上の注意事項）

- 「ロ」の「その他保健医療又は社会福祉に関する法律で政令で定めるもの」とは、医療法施行令第 5 条の 15 の 3 に掲げる法律及び同第 5 条の 5 の 7 に掲げる法律である。
- ①の「ニ」及び③の証明に当たっては、以下の者による表明・確約書（別添 5 又は 6）を添付すること。
 - ・ 当該一般社団法人の社員
 - ・ 当該一般社団法人の理事及び監事

表明・確約書

〇〇県知事 殿

(ふりがな)
法 人 名
代 表 者 名

当法人は、現在及び将来にわたって、次に掲げる事項のいずれにも該当しない
ことを表明、確約します。

(1) 暴力団

(2) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する法人

令和 年 月 日

法 人 名

代表者名

表明・確約書

〇〇県知事 殿

(ふりがな)
法 人 名
代 表 者 名

当法人の役員は、現在及び将来にわたって、次に掲げる事項のいずれにも該当しないことを、以下のとおり表明、確約します。

- (1) 暴力団員
- (2) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

職 名	氏 名（ふりがな）	生 年 月 日	記 入 日
		年 月 日	年 月 日
		年 月 日	年 月 日
		年 月 日	年 月 日

表明・確約書

〇〇県知事 殿

所属・職名
(ふりがな)
氏 名
生 年 月 日

私は、現在及び将来にわたって、次に掲げる事項のいずれにも該当しないことを表明、確約します。

(1) 暴力団員

(2) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

令和 年 月 日

氏 名

令和 年 月 日

〇〇県知事 殿

法 人 名

代表理事

地域医療連携推進法人の代表理事の選定認可申請書

標記について、医療法第 70 条の 19 及び医療法施行規則第 39 条の 27 の規定に基づき申請します。

記

1. 代表理事となるべき者の住所、氏名

2. 選定の理由

(注) 代表理事となるべき者の履歴書を添付すること。

令和 年 月 日

〇〇県知事 殿

法 人 名

代表理事

地域医療連携推進法人の代表理事の解職認可申請書

標記について、医療法第 70 条の 19 及び医療法施行規則第 39 条の 27 の規定に基づき申請します。

記

1. 代表理事の住所、氏名

2. 解職の理由

**参加法人等が病院等に係る業務を行うのに必要な資金を調達するための支援として
現に資金の貸付け、債務の保証及び基金を引き受ける者の募集をしていないこと
並びに出資を受けている事業者がいないことを証する書類**

区 分		事実の有無
参加法人等が病院等に係る業務を行うのに必要な資金を調達するための支援として、		
① 資金の貸付けをしている		有 ・ 無
② 債務の保証をしている		有 ・ 無
③ 基金を引き受ける者の募集をしている		有 ・ 無
④ 当法人から出資を受けている事業者がいる		有 ・ 無

(記載上の注意事項)

- 現在の状況について記載すること。
- ③の「基金を引き受ける者の募集」は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 131 条の規定によるものをいう。

別添

○「地域医療連携推進法人制度について」（平成 29 年 2 月 17 日医政発 0217 第 16 号）の一部改正

（下線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
【 改 正 後 全 文 】 医 政 発 0 2 1 7 第 1 6 号 平 成 2 9 年 2 月 1 7 日 医 政 発 0 3 3 0 第 3 3 号 平 成 3 0 年 3 月 3 0 日 医 政 発 1 2 2 5 第 1 7 号 令 和 2 年 1 2 月 2 5 日 <u>最終改正 医 政 発 0 1 1 7 第 1 0 号</u> <u>令 和 6 年 1 月 1 7 日</u> 各 都道府県知事 殿 厚 生労働省医政局長 (公 印 省 略) 地域医療連携推進法人制度について 平成 27 年 9 月 28 日に公布された「医療法の一部を改正する法律」（平成 27 年法律第 74 号）により医療法（昭和 23 年法律第 205 号。以下「法」という。）が改正され、地域医療連携推進法人制度について、<u>平成 29</u> 年 4 月 2 日から施行されることとなつ	【 改 正 後 全 文 】 医 政 発 0 2 1 7 第 1 6 号 平 成 2 9 年 2 月 1 7 日 医 政 発 0 3 3 0 第 3 3 号 平 成 3 0 年 3 月 3 0 日 医 政 発 1 2 2 5 第 1 7 号 令 和 2 年 1 2 月 2 5 日 各 都道府県知事 殿 厚 生労働省医政局長 (公 印 省 略) 地域医療連携推進法人制度について 平成 27 年 9 月 28 日に公布された「医療法の一部を改正する法律」（平成 27 年法律第 74 号）により医療法（昭和 23 年法律第 205 号。以下「法」という。）が改正され、地域医療連携推進法人制度について、<u>本</u>年 4 月 2 日 <u>（以下「施行日」という。）</u>から施

た。 <u>(削除)</u> さらに、令和5年5月19日に公布された「<u>全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律</u>」(令和5年法律第31号、以下、「<u>令和5年改正法</u>」という。)により法が改正され、制度の一部見直しについて、令和6年4月1日から施行されることとなった。これに伴い、令和6年1月17日に「<u>全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令</u>」(令和6年厚生労働省令第4号)が公布されたところである。 <u>これらを踏まえた具体的な制度の内容及び運用については、下記のとおりであるので、御了知の上、適正なる実施を期されたい。</u> 第1 制度趣旨 高齢化の進展に伴い、患者の疾病構造は多様化しており、患者一人一人がその状態に応じた良質かつ適切な医療を安心して受けることができる体制を地域で構築することが求められている。このため、平成26年に改正された医療法に基づき、平成27年度から、各都道府県において、地域医療構想の策定を進め、医療提供体制の整備を図ることとされているが、その達成のための一つの選択肢として、地域の医療機関相互間の機能の分担・連携を推進し、質の高い医療を効率的に提供するための新たな制度を創設した。<u>さらに、令和5年改正法により、制度の一部見直しを行った。</u> 当該制度は医療機関の機能の分担及び業務の連携を推進するための方針を定め、当該方針に沿って、参加する法人<u>又は個人が開設する</u>医療機関の機能の分担及び業務の連携を推進することを目的とする一般社団法人を、都道府県知事が地域医療連携推進	行されることとなった。 <u>これに伴い「医療法施行令の一部を改正する政令」(平成29年政令第14号)及び「医療法施行規則の一部を改正する省令」(平成29年厚生労働省令第4号)が公布されたところであるが、制度の内容及び運用については下記のとおりであるので、御了知の上、適正なる実施を期されたい。</u> <u>(新設)</u> 第1 制度趣旨 高齢化の進展に伴い、患者の疾病構造は多様化しており、患者一人一人がその状態に応じた良質かつ適切な医療を安心して受けることができる体制を地域で構築することが求められている。このため、平成26年に改正された医療法に基づき、平成27年度から、各都道府県において、地域医療構想の策定を進め、医療提供体制の整備を図ることとされているが、その達成のための一つの選択肢として、地域の医療機関相互間の機能の分担・連携を推進し、質の高い医療を効率的に提供するための新たな制度を創設した。 当該制度は医療機関の機能の分担及び業務の連携を推進するための方針を定め、当該方針に沿って、参加する法人<u>の</u>医療機関の機能の分担及び業務の連携を推進することを目的とする一般社団法人を、都道府県知事が地域医療連携推進法人として認定す
--	---

法人として認定する仕組みである。地域医療連携推進法人には介護事業等を実施する非営利法人 <u>又は個人</u> も参加することができることとし、介護との連携も図りながら、地域医療構想の達成及び地域包括ケアシステムの構築に資する役割を果たすものと考えている。 第2 制度内容 1 地域医療連携推進法人の認定について (1) 都道府県知事の認定について（法第70条関係・医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号。以下「則」という。）第39条の2～第39条の5関係） ① <u>病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（以下「病院等」という。）</u>に係る業務の連携を推進するための方針（以下「医療連携推進方針」という。）を定め、医療連携推進業務を行うことを目的とする一般社団法人は、当該連携を推進する区域（以下「医療連携推進区域」という。）の属する都道府県知事の認定（以下「医療連携推進認定」という。）を受けることができること。このため、当該法人は、医療連携推進認定を受けた後も引き続き、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「法人法」という。）に定める一般社団法人の要件等を満たす必要があること。（ただし、同法の規定のうち、法第70条の16の規定により適用除外となっている一般社団法人の名称使用の規定等を除く。） 地域医療連携推進法人の社員については、<u>（ア）参加法人等及び（イ）則第39条の2に規定する地域において良質かつ適切な医療を効率的に提供するために必要な者であること。</u> <u>（ア）参加法人等については、次の者であって、医療連携推進方針に基づく医療連携推進業務に参加するものであること。</u> ・ 病院等を開設する法人 ・ <u>病院等を開設する個人</u> ・ <u>介護事業、薬局、見守り等の生活支援事業</u>その他の地域包括ケアシステム	る仕組みである。地域医療連携推進法人には介護事業等を実施する非営利法人も参加することができることとし、介護との連携も図りながら、地域医療構想の達成及び地域包括ケアシステムの構築に資する役割を果たすものと考えている。 第2 制度内容 1 地域医療連携推進法人の認定について (1) 都道府県知事の認定について（法第70条関係・医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号。以下「則」という。）第39条の2～第39条の5関係） ① <u>病院等</u>に係る業務の連携を推進するための方針（以下「医療連携推進方針」という。）を定め、医療連携推進業務を行うことを目的とする一般社団法人は、当該連携を推進する区域（以下「医療連携推進区域」という。）の属する都道府県知事の認定（以下「医療連携推進認定」という。）を受けることができること。このため、当該法人は、医療連携推進認定を受けた後も引き続き、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「法人法」という。）に定める一般社団法人の要件等を満たす必要があること。（ただし、同法の規定のうち、法第70条の16の規定により適用除外となっている一般社団法人の名称使用の規定等を除く。） 地域医療連携推進法人の社員については、 ・ 病院等を開設する法人 ・ 介護事業その他の地域包括ケアシステムの構築に資する事業（以下「介護事業等」という。）に係る施設又は事業所を開設し、又は管理する法人 <u>を参加法人（営利を目的とする法人を除く。）とし、加えて、地域において良質かつ適切な医療を効率的に提供するために必要な者として則第39条の2で定めるものを社員とすること。</u> <u>「病院等を開設する法人」としては、医療法人、社会福祉法人、公益法人、N</u>
--	---

の構築に資する事業（以下「介護事業等」という。）に係る施設又は事業所を開設し、又は管理する法人（営利を目的とする事業を営む者を除く。）

・ 介護事業等に係る施設又は事業所を開設し、又は管理する個人

また、株式会社立の病院等を開設する法人についても、機能の分担及び業務の連携の推進を目的とする場合は、これに該当すること。ただし、その場合は、地域医療連携推進法人の非営利性を確保する観点から、株式会社本体と分離した病院等単独の財務諸表の提出を当該法人から受ける等して、当該病院等が株式会社本体と経理上切り離されていること、剰余金が医業の範囲内で再投資される仕組みとなっていることを確認すること。また、株式会社本体の役員が当該一般社団法人の理事又は監事を務めること等によって当該一般社団法人の運営に関与することは適当でないこと。

なお、株式会社立の病院等を開設する法人が参加法人等となる一般社団法人に対して、医療連携推進認定をする際には、都道府県医療審議会において、

・ 当該病院等が地域において良質かつ適切な医療を効率的に提供するために必要な者であること

・ 当該株式会社が営利を目的に病院等の経営をしていないこと

・ 当該病院等が株式会社本体と経理上切り離されていること

について、実態に基づいて慎重に判断すること。

（イ）則 39 条の 2 に規定する社員については、次の者でなければならないこと。

・ （ア）の参加法人等の対象となり得る者であって、参加法人等になることを希望しない者

・ 医療連携推進区域において、大学等の医療従事者の養成機関の開設者

・ 地方自治体、医師会及び歯科医師会等の医療連携推進区域において、当該法人の医療連携推進業務に関する業務を行う者

また、認定申請の際には、（３）の基準に適合することを説明した書類、（４）に該当しないことを説明した書類等が必要となること。当該書類の様式等は、４（３）

ＰＯ法人、学校法人、国立大学法人、独立行政法人、地方独立行政法人、地方自治体等が該当すること。また、株式会社立の病院等を開設する法人についても、機能の分担及び業務の連携の推進を目的とする場合は、これに該当すること。ただし、その場合は（３）なお書きに規定する財務諸表の確認や都道府県医療審議会の審議を経ること。

「介護事業等」としては、介護事業だけでなく、薬局、見守り等の生活支援事業等が該当すること。「地域において良質かつ適切な医療を効率的に提供するために必要な者」としては、個人開業医、介護事業等を行う個人、参加法人になることを希望しない法人、大学等の医療従事者の養成機関の開設者、地方自治体、医師会、歯科医師会等が該当すること。また、認定申請の際には、（３）の基準に適合することを説明した書類、（４）に該当しないことを説明した書類等が必要となること。当該書類の様式等は、４（３）に示すものであること。

に示すものであること。

② 医療連携推進業務は、医療連携推進方針に沿った連携の推進を図ることを目的として行う業務であり、

- ・ 医療従事者の資質の向上を図るための研修
- ・ 医薬品、医療機器等の供給
- ・ 参加法人等（個人を除く。）が病院等に関する業務を行うのに必要な資金を調達するための支援として資金の貸付け、債務の保証及び基金を引き受ける者の募集（ただし、個別の法令等により、自己の資産を他者へ提供することが禁じられている法人等（社会福祉法に基づく社会福祉法人等）においては、自己の資産を当該貸付け等の原資等とすることを目的として地域医療連携推進法人へ提供することはできないこと。）

- ・ 病院等の開設（病院等相互間の連携の推進に資するものに限る。）

等の業務であること。上記の各業務事項等についての留意事項は以下のとおりであること。

- ・ 上記の各業務事項については、医療連携推進方針に記載すること。
- ・ その費用については各業務事項ごとに財源を確保する必要があり、当該一般社団法人の本部運営のための事務所使用料や決算公告費用等のいわゆる管理経費について、各社員から徴収する「会費」等の収益を財源に充てることは可能であるが、各業務事項ごとの財源については、当該業務に関与する参加法人等から別途事業費等の名目で徴収することや、各業務事項において得られた収益等により確保すること。
- ・ 医薬品、医療機器に係る調整を行う場合には、地域医療連携推進法人が一括購入を調整し、個別の購入契約については参加法人等がそれぞれ締結すること。
- ・ 医薬品、医療機器以外の物品等の供給を行う場合には、地域医療連携推進法人が、一括購入を実施する場合、一括購入を調整する場合又は一括購入を実施しな

② 医療連携推進業務は、医療連携推進方針に沿った連携の推進を図ることを目的として行う業務であり、

- ・ 医療従事者の資質の向上を図るための研修
- ・ 医薬品、医療機器等の供給
- ・ 参加法人への資金の貸付け、債務の保証及び基金の引受け（ただし、個別の法令等により、自己の資産を他者へ提供することが禁じられている法人等（社会福祉法に基づく社会福祉法人等）においては、自己の資産を当該貸付け等の原資等とすることを目的として地域医療連携推進法人へ提供することはできないこと。）

- ・ 医療機関の開設（医療機関相互間の連携の推進に資するものに限る。）

等の業務であること。上記の各業務事項等についての留意事項は以下のとおりであること。

- ・ 上記の各業務事項については、医療連携推進方針に記載すること。
- ・ その費用については各業務事項ごとに財源を確保する必要があり、当該一般社団法人の本部運営のための事務所使用料や決算公告費用等のいわゆる管理経費について、各社員から徴収する「会費」等の収益を財源に充てることは可能であるが、各業務事項ごとの財源については、当該業務に関与する社員から別途事業費等の名目で徴収することや、各業務事項において得られた収益等により確保すること。
- ・ 医薬品、医療機器に係る調整を行う場合には、地域医療連携推進法人が一括購入を調整し、個別の購入契約については参加法人（社員）がそれぞれ締結すること。
- ・ 医薬品、医療機器以外の物品等の供給を行う場合には、地域医療連携推進法人が、一括購入を実施する場合、一括購入を調整する場合又は一括購入を実施しな

い場合が考えられること。なお、いずれの場合であっても、関連する法令等を遵守して実施すること。 - 資金の貸付け及び債務<u>の</u>保証を行う場合には、地域医療連携推進法人において、剰余金の配当を禁止する法第 54 条が準用されて適用されていることに留意が必要であること。 <u>参加法人等</u>である医療法人から地域医療連携推進法人への資金の貸付けは、法第 54 条に抵触しない範囲で<u>かつ</u>、法人の目的に合致している範囲内で実施可能であること。 <u>地域医療連携推進法人による病院等</u>の開設については、医療連携推進認定をした都道府県知事（以下「認定都道府県知事」という。）の確認を経た上で、開設の許可を得ることが必要であること。 - 地域医療連携推進法人の参加法人<u>等</u>において、医療機能の分担・業務の連携を図るために、患者を転院等させることも考えられるが、地域医療連携推進法人の参加法人<u>等</u>であることをもって、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（平成 28 年 3 月 4 日保医発 0304 第 3 号厚生労働省保険局医療課長・歯科医療管理官連名通知）の「医科診療報酬点数表に関する事項」（別添 1）第 1 章「基本診療料」の第 2 部「入院料等」の通則 7「入院期間の計算」（3）における「特別の関係」に該当することにはならないこと。<u>ただし</u>、地域医療連携推進法人の参加法人<u>等</u>であることと関係なく、代表者が同一の場合等には「特別の関係」に該当すること。 - 医師、看護師等の人事交流は労働法規に則って実施する必要があるが、<u>一例</u>としては在籍型出向があり、これは、<u>出向元事業主と出向先事業主との間の出向契約により、出向労働者を出向元事業主との雇用契約関係を有したまま出向先事業主に雇用させることから</u>、労働者派遣には該当しないこと。なお、当該在籍型出向が「業として行われる」場合には、職業安定法第 44 条により禁止される労働者供給事業に該当するが、一般的に在籍型出向のうち、	しない場合が考えられること。なお、いずれの場合であっても、関連する法令等を遵守して実施すること。 - 資金の貸付け及び債務保証を行う場合には、地域医療連携推進法人において、剰余金の配当を禁止する法第 54 条が準用されて適用されていることに留意が必要であること。 <u>社員</u>である医療法人から地域医療連携推進法人への資金の貸付けは、法第 54 条に抵触しない範囲で、法人の目的に合致している範囲内で実施可能であること。 <u>医療機関</u>の開設については、医療連携推進認定をした都道府県知事（以下「認定都道府県知事」という。）の確認を経た上で、開設の許可を得ることが必要であること。 - 地域医療連携推進法人の参加法人において、医療機能の分担・業務の連携を図るために、患者を転院等させることも考えられるが、地域医療連携推進法人の参加法人であることをもって、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（平成 28 年 3 月 4 日保医発 0304 第 3 号厚生労働省保険局医療課長・歯科医療管理官連名通知）の「医科診療報酬点数表に関する事項」（別添 1）第 1 章「基本診療料」の第 2 部「入院料等」の通則 7「入院期間の計算」（3）における「特別の関係」に該当することにはならないこと。地域医療連携推進法人の参加法人であることと関係なく、代表者が同一の場合等には「特別の関係」に該当すること。 - 医師、看護師等の人事交流は労働法規に則って実施する必要がある<u>こと</u>。<u>例えば、一つのパターン</u>としては在籍型出向があり、これは、<u>出向元事業主との間に雇用契約関係があるだけでなく、出向元事業主と出向先事業主との間の出向契約により、出向労働者を出向先事業主に雇用させることを約して行われていることから</u>、労働者派遣には該当しないこと。なお、当該在籍型出向が「業として行われる」場合には、職業安定法第 44 条により禁止される労働者供給事
--	--

（ア）労働者を離職させるのではなく、関係会社において雇用機会を確保する

（イ）経営指導、技術指導の実施

（ウ）職業能力開発の一環として行う

（エ）企業グループ内の人事交流の一環として行う

等の目的を有しているものについては、出向が行為として形式的に繰り返し行われたとしても、社会通念上業として行われていると判断し得るものは少ないと考えられていること。

- ・ 地域医療連携推進法人の参加法人等^{（イ）}同士又は同一参加法人等^{（イ）}内で、病床過剰地域においても病床融通を実施できること。都道府県は、参加法人等^{（イ）}から病院の開設の許可の申請、病院の病床数の増加等の申請があった場合において、地域医療構想の達成を推進するために必要なものであり、病床数の合計が増加しておらず、地域医療連携推進法人の地域医療連携推進評議会の意見を聴いて行われる場合には、基準病床数に、都道府県知事が地域医療構想の達成の推進に必要と認める数を加えて、当該申請に対する許可に係る事務を行うことができること。その際、当該法人の参加法人等^{（イ）}が開設する病院及び診療所の病床数の合計が減少する場合は、当該申請に係る医療連携推進区域における医療提供体制の確保に支障を及ぼさないこと。

なお、都道府県は必要な病床数を認めるに当たって、当該申請に係る構想区域（法第30条の4第2項第7号に規定する区域をいう。以下同じ。）における地域医療構想調整会議（法第30条の14第1項に規定する協議の場をいう。）の協議の方向性に沿ったものであることを確認するとともに、都道府県医療審議会に諮ること。

また、当該申請に係る病院及び診療所が2以上の都道府県に所在する場合は、当該申請を受けた都道府県は、当該申請に係る医療連携推進区域に属する他の都道府県の意見を聴くこと。

（法第30条の4第12項・医療法施行令（昭和23年政令第326号。以下「令」

業に該当するが、一般的に在籍型出向のうち、

ア）労働者を離職させるのではなく、関係会社において雇用機会を確保する

イ）経営指導、技術指導の実施

ウ）職業能力開発の一環として行う

エ）企業グループ内の人事交流の一環として行う

等の目的を有しているものについては、出向が行為として形式的に繰り返し行われたとしても、社会通念上業として行われていると判断し得るものは少ないと考えられていること。

- ・ 地域医療連携推進法人の参加法人同士又は同一参加法人内で、病床過剰地域においても病床融通を実施できること。都道府県は、参加法人から病院の開設の許可の申請、病院の病床数の増加等の申請があった場合において、地域医療構想の達成を推進するために必要なものであり、病床数の合計が増加しておらず、地域医療連携推進法人の地域医療連携推進評議会の意見を聴いて行われる場合には、基準病床数に、都道府県知事が地域医療構想の達成の推進に必要と認める数を加えて、当該申請に対する許可に係る事務を行うことができること。その際、当該法人の参加法人が開設する病院及び診療所の病床数の合計が減少する場合は、当該申請に係る医療連携推進区域における医療提供体制の確保に支障を及ぼさないこと。

なお、都道府県は必要な病床数を認めるに当たって、当該申請に係る構想区域（法第30条の4第2項第7号に規定する区域をいう。以下同じ。）における地域医療構想調整会議（法第30条の14第1項に規定する協議の場をいう。）の協議の方向性に沿ったものであることを確認するとともに、都道府県医療審議会に諮ること。

また、当該申請に係る病院及び診療所が2以上の都道府県に所在する場合は、当該申請を受けた都道府県は、当該申請に係る医療連携推進区域に属する他の都道府県の意見を聴くこと。

という。)第5条の4の2・則第30条の32の3関係) (2) 医療連携推進方針について(法第70条の2・令第5条の15・則第39条の5関係) ① 医療連携推進認定を受けようとする一般社団法人は、医療連携推進方針に定款等を添えて、都道府県知事に申請しなければならないこと。当該知事は、医療連携推進区域が2以上の都道府県にわたるときは、当該区域の属する都道府県の知事が協議して、医療連携推進認定に関する事務を行う知事を定めること。この場合において、当該一般社団法人に対し、当該事務を行う知事を通知すること。各都道府県ごとの医療連携推進区域の範囲等に基づき、当該事務を行う知事を定めることが想定されるが、必要に応じて、厚生労働省医政局医療経営支援課に相談すること。 医療連携推進方針には、 ・ 医療連携推進区域 ・ 参加法人等が当該区域において開設する病院等(参加病院等)の機能分担及び業務連携に関する事項 ・ 当該事項の目標に関する事項 ・ 運営方針・参加法人等に関する事項 を記載しなければならないこと。 その際、機能分担及び業務連携に関する事項については、機能分担・業務連携の双方の観点が必要かつ十分に記載されている必要があること。 併せて、参加法人等が医療連携推進区域において開設し、又は管理する介護事業等に係る施設又は事業所の機能分担及び業務連携に関する事項を記載することができること。 なお、一つの構想区域に複数の地域医療連携推進法人が創設されることもあり	(法第30条の4第10項・医療法施行令(昭和23年政令第326号。以下「令」という。)第5条の4の2・則第30条の32の3関係) (2) 医療連携推進方針について(法第70条の2・令第5条の15・則第39条の5関係) ① 医療連携推進認定を受けようとする一般社団法人は、医療連携推進方針に定款等を添えて、都道府県知事に申請しなければならないこと。当該知事は、医療連携推進区域が2以上の都道府県にわたるときは、当該区域の属する都道府県の知事が協議して、医療連携推進認定に関する事務を行う知事を定めること。この場合において、当該一般社団法人に対し、当該事務を行う知事を通知すること。各都道府県ごとの医療連携推進区域の範囲等に基づき、当該事務を行う知事を定めることが想定されるが、必要に応じて、厚生労働省医政局医療経営支援課に相談すること。 医療連携推進方針には、 ・ 医療連携推進区域 ・ 参加法人が当該区域において開設する病院等(参加病院等)の機能分担及び業務連携に関する事項 ・ 当該事項の目標に関する事項 ・ 運営方針・参加法人に関する事項 を記載しなければならないこと。 その際、機能分担及び業務連携に関する事項については、機能分担・業務連携の双方の観点が必要かつ十分に記載されている必要があること。 併せて、参加法人が医療連携推進区域において開設し、又は管理する介護事業等に係る施設又は事業所の機能分担及び業務連携に関する事項を記載することができること。 なお、一つの構想区域に複数の地域医療連携推進法人が創設されることもあり
--	---

える<u>こと</u>。また、ある医療法人等が複数の地域医療連携推進法人の参加法人<u>等</u>になる場合であっても、参加病院等は、参加法人<u>等</u>がその参加する地域医療連携推進法人が定める医療連携推進区域において開設する病院等であり、参加法人<u>等</u>のすべての病院等が対象になるものではないこと。そのため、ある医療法人等は、複数の地域医療連携推進法人の参加法人<u>等</u>になることもありえること。 ② 医療連携推進区域については、構想区域と整合的になるように定めることが原則であること。ただし、医療連携推進区域が属する都道府県の地域医療構想の達成に資すると認められる場合は、2以上の構想区域にわたる医療連携推進区域を定めることも可能であること。その場合、<u>あらかじめ、それぞれの構想区域における地域医療構想調整会議の意見を聴いた上で、</u>2以上の構想区域にわたる医療連携推進区域を定める理由及び必要性について、十分に精査されたいこと。 ③ （略） （3）医療連携推進認定の基準について（法第70条の3・則第39条の7～39条の12関係） 都道府県知事は、医療連携推進認定の申請をした一般社団法人が以下の基準に適合すると認めるときは、医療連携推進認定をすることができること。都道府県知事は、医療連携推進認定をするに当たっては、当該都道府県の医療計画において定める地域医療構想との整合性に配慮するとともに、あらかじめ、都道府県医療審議会の意見を聴かなければならないこと。 <u>なお、当該一般社団法人は、あらかじめ、医療連携推進方針について、地域の医療関係者へ情報提供するとともに、地域医療連携推進法人は地域医療構想を達成するための一つの選択肢であることを踏まえ、予定する医療連携推進区域が属する構想区域における地域医療構想調整会議において説明し、理解を得ておくことが望ましいこと。</u> ①～③（略）	える。また、ある医療法人等が複数の地域医療連携推進法人の参加法人になる場合であっても、参加病院等は、参加法人がその参加する地域医療連携推進法人が定める医療連携推進区域において開設する病院等であり、参加法人のすべての病院等が対象になるものではないこと。そのため、ある医療法人等は、複数の地域医療連携推進法人の参加法人になることもありえること。 ② 医療連携推進区域については、構想区域と整合的になるように定めることが原則であること。ただし、医療連携推進区域が属する都道府県の地域医療構想の達成に資すると認められる場合は、2以上の構想区域にわたる医療連携推進区域を定めることも可能であること。その場合、2以上の構想区域にわたる医療連携推進区域を定める理由及び必要性について、十分に精査されたいこと。 ③ （略） （3）医療連携推進認定の基準について（法第70条の3・則第39条の7～39条の12関係） 都道府県知事は、医療連携推進認定の申請をした一般社団法人が以下の基準に適合すると認めるときは、医療連携推進認定をすることができること。都道府県知事は、医療連携推進認定をするに当たっては、当該都道府県の医療計画において定める地域医療構想との整合性に配慮するとともに、あらかじめ、都道府県医療審議会の意見を聴かなければならないこと。 <u>（新設）</u> ①～③（略）
--	---

<u>④ 病院等を開設する個人又は介護事業等に係る施設若しくは事業所を開設し、又は管理する個人が参加法人等である場合には、定款において参加法人等が病院等に関する業務を行うのに必要な資金を調達するための支援として資金の貸付け、債務の保証及び基金を引き受ける者の募集、並びに出資を行わない旨を定めているものであること。</u> ⑤ 医療連携推進業務以外の業務を行う場合には、当該業務を行うことによって医療連携推進業務の実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。 ⑥ 医療連携推進方針に（２）の事項を記載していること。 ⑦ 医療連携推進区域を定款で定めているものであること。 ⑧ 社員は、（１）①<u>に定める</u>者に限る旨を定款で定めているものであること。 ⑨ 病院等を開設する参加法人<u>等</u>の数が２以上であり、病院等を開設する参加法人<u>等</u>の議決権の合計が介護事業等に係る施設又は事業所を開設し、又は管理する<u>参加法人等</u>の議決権の合計を超えるものであること。 ⑩ 社員の資格の得喪に関して、医療連携推進目的に照らし、不当に差別的な取扱いをする条件その他の不当な条件を付していないものであること。 ⑪ 社員は、各一個の議決権を有するものであること。ただし、定款の定め<u>において</u>、 ・ 議決権に関して、医療連携推進目的に照らし、不当に差別的な取扱いをしないものであること。 ・ 議決権に関して、社員が当該一般社団法人に対して提供した金銭その他の財産の価額に応じて異なる取扱いをしないものであること。 のいずれにも該当する場合は、この限りでないこと。 ⑫ 参加法人<u>等</u>の議決権の合計が、総社員の議決権の過半を占めているものであること。 ⑬ 営利を目的とする団体又はその役員と利害関係を有することにより社員総会の決議に不当な影響を及ぼすおそれがある者を、社員、理事、監事（以下「社員等」	<u>（新設）</u> ④ 医療連携推進業務以外の業務を行う場合には、当該業務を行うことによって医療連携推進業務の実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。 ⑤ 医療連携推進方針に（２）の事項を記載していること。 ⑥ 医療連携推進区域を定款で定めているものであること。 ⑦ 社員は、<u>参加法人及び</u>（１）①<u>で規定している</u>者に限る旨を定款で定めているものであること。 ⑧ 病院等を開設する参加法人の数が２以上であり、病院等を開設する参加法人の議決権の合計が介護事業等に係る施設又は事業所を開設し、又は管理する<u>法人</u>の議決権の合計を超えるものであること。 ⑨ 社員の資格の得喪に関して、医療連携推進目的に照らし、不当に差別的な取扱いをする条件その他の不当な条件を付していないものであること。 ⑩ 社員は、各一個の議決権を有するものであること。ただし、定款の定め<u>が</u>、 ・ 議決権に関して、医療連携推進目的に照らし、不当に差別的な取扱いをしないものであること。 ・ 議決権に関して、社員が当該一般社団法人に対して提供した金銭その他の財産の価額に応じて異なる取扱いをしないものであること。 のいずれにも該当する場合は、この限りでないこと。 ⑪ 参加法人の議決権の合計が、総社員の議決権の過半を占めているものであること。 ⑫ 営利を目的とする団体又はその役員と利害関係を有することにより社員総会
--	--

という。)としない旨を定款で定めていること。(則第 39 条の 8 関係) <u>社員総会の決議に不当な影響を及ぼすおそれがあり社員等としない者とは、具体的に以下であること。</u> <u>(ア) 当該一般社団法人と利害関係を有する営利団体の役員又は職員</u> <u>(イ) 上記役員の配偶者又は三親等内の親族</u> <u>(ウ) 当該一般社団法人と利害関係を有する営利事業の個人事業主</u> <u>(エ) 上記個人事業主の配偶者又は三親等内の親族</u> <u>(オ) 当該一般社団法人の参加法人等と利害関係を有する営利団体の役員又は職員</u> <u>(カ) 当該一般社団法人の参加法人等と利害関係を有する営利事業の個人事業主</u> <u>(キ) (ア) ～ (カ) に類する者</u> <u>なお、(ア) ～ (カ) に該当する者が非営利団体の役員等を兼務する場合であっても、当該欠格事由に該当することには変わりはないため、審査は実体的な判断の下に行われるものであること。また、(キ) については、例えば、(ア) ～ (カ) に該当する者から、地域医療連携推進法人や参加法人等の業務に関連した報酬等の経済的利益を受ける者が想定されること。また、(ア) 及び (オ) の「営利団体」には、例えば、実質的に利益の分配を行っている一般社団法人や一般財団法人等も含むものであること。</u> ⑭ 役員について、以下のいずれにも該当するものであること。 ・ 理事が 3 人以上 <u>及び</u> 監事が 1 人以上であること。 ・ 本人、配偶者、三親等以内の親族及びそれに類する特殊の関係がある者が、役員総数の 3 分の 1 を超えて含まれることがないものであること。(則第 39 条の 9 関係) ・ 理事のうち少なくとも 1 人は、診療に関する学識経験者の団体その他の関係団体の代表者又は診療に関する学識経験者であること。 ⑮ 代表理事を 1 人置いているものであること。	の決議に不当な影響を及ぼすおそれがある者を、社員、理事、監事（以下「社員等」という。）としない旨を定款で定めていること。(則第 39 条の 8 関係) ⑬ 役員について、以下のいずれにも該当するものであること。 ・ 理事 3 人以上 <u>・</u> 監事 1 人以上であること。 ・ 本人、配偶者、三親等以内の親族及びそれに類する特殊の関係がある者が、役員総数の 3 分の 1 を超えて含まれることがないものであること。(則第 39 条の 9 関係) ・ 理事のうち少なくとも 1 人は、診療に関する学識経験者の団体その他の関係団体の代表者又は診療に関する学識経験者であること。 ⑭ 代表理事を 1 人置いているものであること。
---	--

⑯ 理事会を置いているものであること。 ⑰ 以下の要件を満たす地域医療連携推進評議会を置く旨を定款で定めているものであること。 - 診療に関する学識経験者の団体の代表、学識経験者、医療・介護を受ける立場にある住民代表等をもって構成されるものであること。<u>具体的には、地域の医師会・歯科医師会を代表する者、患者団体を代表する者、医療連携推進区域が属する自治体の担当者等が想定されること。</u> - 参加法人等が予算の決定等の重要事項を決定するに当たって、あらかじめ、当該一般社団法人が意見を述べるに当たり、当該一般社団法人に対し、必要な意見を述べるができるものであること。 - 医療連携推進方針に記載している目標に照らし、業務の実施状況について評価を行い、必要があると認めるときは、社員総会及び理事会において意見を述べるができるものであること。 ⑱ 参加法人等が予算の決定又は変更、借入金<u>の借入れ、事業に係る重要な資産の処分、事業計画の決定又は変更、定款又は寄附行為の変更、法人の合併又は分割、解散又は事業の廃止その他の医療連携推進業務を行うに当たり</u>重要事項を決定するに当たって、あらかじめ、当該一般社団法人に意見を求めなければならないものとする旨を定款で定めているものであること。<u>ただし、当該一般社団法人の定款に、参加法人等が病院等に関する業務を行うのに必要な資金を調達するための支援として資金の貸付け、債務の保証及び基金を引き受ける者の募集、並びに出資を行わない旨を定めている場合には、参加法人等が当該一般社団法人に対して意見を求めなければならない重要事項から、予算の決定又は変更、借入金の借入れ及び定款又は寄附行為の変更について除くことができること。</u> <u>なお、例えば、独立行政法人が参加法人等である場合は、その主務大臣及び独立行政法人の意思決定の自主性が尊重される必要があることも踏まえ、当該一般社団法人の意見について法的拘束力まではないことに留意すること。また、当該一般</u>	⑮ 理事会を置いているものであること。 ⑯ 以下の要件を満たす地域医療連携推進評議会を置く旨を定款で定めているものであること。 - 診療に関する学識経験者の団体の代表、学識経験者、医療・介護を受ける立場にある住民代表等をもって構成されるものであること。 - 参加法人が予算の決定等の重要事項を決定するに当たって、あらかじめ、当該一般社団法人が意見を述べるに当たり、当該一般社団法人に対し、必要な意見を述べるができるものであること。 - 医療連携推進方針に記載している目標に照らし、業務の実施状況について評価を行い、必要があると認めるときは、社員総会及び理事会において意見を述べるができるものであること。 ⑰ 参加法人が予算の決定、借入金、重要な資産の処分、事業計画の決定、定款変更、合併、分割、解散等の重要事項を決定するに当たって、あらかじめ、当該一般社団法人に意見を求めなければならないものとする旨を定款で定めているものであること。
---	--

社団法人に意見を求めなければならない重要な事項については、参加法人等の合意のもと定款にすべて具体的に明記すること。

⑲ 医療連携推進認定の取消しの処分の日から、一月以内に、国、地方公共団体、公的医療機関、社団法人たる医療法人であって持分の定めのないもの又は財団法人たる医療法人（次号において「国等」という。）に贈与する旨を定款で定めているものであること。

⑳ 清算をする場合において、残余財産を国等に帰属させる旨を定款で定めているものであること。

（削除）※第２ １（３）⑬へ移動

（削除）※第２ １（３）⑰へ移動

⑲ 医療連携推進認定の取消しの処分の日から、一月以内に、国、地方公共団体、公的医療機関、社団法人たる医療法人であって持分の定めのないもの又は財団法人たる医療法人（次号において「国等」という。）に贈与する旨を定款で定めているものであること。

⑲ 清算をする場合において、残余財産を国等に帰属させる旨を定款で定めているものであること。

なお、上記基準への適合を審査するに当たっては、以下の点に留意すること。

・ ⑫の社員等になれない者とは、具体的に以下であること。

イ 当該一般社団法人と利害関係を有する営利団体の役員又は職員

ロ 上記役員の配偶者又は三親等内の親族

ハ 当該一般社団法人と利害関係を有する営利事業の個人事業主

ニ 上記個人事業主の配偶者又は三親等内の親族

ホ 当該一般社団法人の参加法人と利害関係を有する営利団体の役員又は職員

ヘ 当該一般社団法人の参加法人と利害関係を有する営利事業の個人事業主

ト 「イ」～「ヘ」に類する者

なお、「イ」～「ヘ」に該当する者が非営利団体の役員等を兼務する場合であっても、当該欠格事由に該当することに変わりはないため、審査は実体的な判断の下に行われるものであること。また、「ト」については、例えば、「イ」～「ヘ」に該当する者から、地域医療連携推進法人や参加法人の業務に関連した報酬等の経済的利益を受ける者が想定されること。また、「イ」及び「ホ」の「営利団体」には、例えば、実質的に利益の分配を行っている一般社団法人や一般財団法人等も含むものであること。

・ ⑯の地域医療連携推進評議会の構成に関して、具体的には、地域の医師会・歯科医師会を代表する者、患者団体を代表する者、医療連携推進区域が属する自治

域医療連携推進法人と誤認されるおそれのある文字を用いてはならないこと。 医療連携推進認定により、定款における、一般社団法人の文字を地域医療連携推進法人と変更したものとみなされるが、名称の変更の登記は法人自ら行う必要があり、その申請書には、医療連携推進認定を受けたことを証する書面を添付しなければならないこと。 不正の目的をもって、他の地域医療連携推進法人であると誤認されるおそれのある名称・商号を使用してはならないこと。 誤認のおそれのある文字、名称・商号を用いた地域医療連携推進法人は、10 万円 以下の過料に処されること。 また、地域医療連携推進法人が公益社団法人である場合には、例えば、「公益社団法人・地域医療連携推進法人〇〇」と称することとすること。 (6) (略) 2 地域医療連携推進法人の業務等について (1) 地域医療連携推進法人の役割について（法第 70 条の 7 関係） 地域医療連携推進法人は、医療連携推進区域において、参加法人等の機能の分担及び業務の連携の推進等を図り、地域医療構想の達成及び地域包括ケアシステムの構築に資する役割を積極的に果たすよう努めなければならないこと。 その際、地域医療構想を策定する地域医療構想調整会議等における、地域の医療・介護の情報を地域医療連携推進法人の運営に活用するとともに、医療過疎地域における医療等、それぞれの地域において必要な医療を提供できる体制を構築するよう努めなければならないこと。また、健康管理から看取りまでできる体制を円滑に機能させるためにも、地域医療連携推進法人やその参加法人等は、地域住民の医療等の相談に対応するような関係を築いておくことが重要であると考えられること。	域医療連携推進法人と誤認されるおそれのある文字を用いてはならないこと。 医療連携推進認定により、定款における、一般社団法人の文字を地域医療連携推進法人と変更したものとみなされるが、名称の変更の登記は法人自ら行う必要があり、その申請書には、医療連携推進認定を受けたことを証する書面を添付しなければならないこと。 不正の目的をもって、他の地域医療連携推進法人であると誤認されるおそれのある名称・商号を使用してはならないこと。 誤認のおそれのある文字、名称・商号を用いた地域医療連携推進法人は、10 万円の過料に処されること。 また、地域医療連携推進法人が公益社団法人である場合には、例えば、「公益社団法人・地域医療連携推進法人〇〇」と称することとすること。 (6) (略) 2 地域医療連携推進法人の業務等について (1) 地域医療連携推進法人の役割について（法第 70 条の 7 関係） 地域医療連携推進法人は、医療連携推進区域において、参加法人の機能の分担及び業務の連携の推進等を図り、地域医療構想の達成及び地域包括ケアシステムの構築に資する役割を積極的に果たすよう努めなければならないこと。 その際、地域医療構想を策定する地域医療構想調整会議等における、地域の医療・介護の情報を地域医療連携推進法人の運営に活用するとともに、医療過疎地域における医療等、それぞれの地域において必要な医療を提供できる体制を構築するよう努めなければならないこと。また、健康管理から看取りまでできる体制を円滑に機能させるためにも、地域医療連携推進法人やその参加法人は、地域住民の医療等の相談に対応するような関係を築いておくことが重要であると考えられること。
---	---

(2) 地域医療連携推進法人の業務について（法第 70 条の 8・則第 39 条の 14～第 39 条の 16 関係） ① （略） ② 地域医療連携推進法人（<u>その定款に、参加法人等が病院等に係る業務を行うのに必要な資金を調達するための支援として資金の貸付け、債務の保証及び基金を引き受ける者の募集、並びに出資を行わない旨を定めている地域医療連携推進法人を除く。以下、②及び③において同じ。</u>）は、以下に掲げる要件に該当する場合に限り、出資を行うことができること。 ・ 出資を受ける事業者が、医療連携推進区域において、医療連携推進業務と関連する事業を行うものであること。 ・ 出資に係る収益を、医療連携推進業務に充てるものであること。 ・ 地域医療連携推進法人が、当該事業者の議決権の全てを保有すること。したがって、当該事業者に関して、地域医療連携推進法人以外の出資者や株主は存在しないものであること。また、地域医療連携推進法人以外の者が、議決権の無い優先株式を保有して当該事業者から配当等を得ることもできないこと。 ・ 剰余金の配当が禁止されていることにかんがみ、地域医療連携推進法人は、当該事業者の事業活動を適切に支配・管理する必要があること。また、当該事業者が行う出資において当該事業者以外の出資者や株主が存在することは、地域医療連携推進法人が出資を行うことができる場合を限定している趣旨から逸脱するおそれがあることから認められないこと。 ③ 地域医療連携推進法人は、<u>以下に掲げる要件に該当する場合に限り、参加法人等（個人を除く。）</u>が病院等に関する業務を行うのに必要な資金を調達するための支援として資金の貸付け、債務の保証及び基金を引き受ける者の募集を行うことができること。 資金の貸付けの場合、当該貸付け業務は、貸金業法（昭和 58 年法律第 32 号）第 2 条第 1 項第 2 号の規定に該当し、貸金業には当たらないため、同法に定める登録	(2) 地域医療連携推進法人の業務について（法第 70 条の 8・則第 39 条の 14～第 39 条の 16 関係） ① （略） ② 地域医療連携推進法人は、以下に掲げる要件に該当する場合に限り、出資を行うことができること。 ・ 出資を受ける事業者が、医療連携推進区域において、医療連携推進業務と関連する事業を行うものであること。 ・ 出資に係る収益を、医療連携推進業務に充てるものであること。 ・ 地域医療連携推進法人が、当該事業者の議決権の全てを保有すること。したがって、当該事業者に関して、地域医療連携推進法人以外の出資者や株主は存在しないものであること。また、地域医療連携推進法人以外の者が、議決権の無い優先株式を保有して当該事業者から配当等を得ることもできないこと。 ・ 剰余金の配当が禁止されていることにかんがみ、地域医療連携推進法人は、当該事業者の事業活動を適切に支配・管理する必要があること。また、当該事業者が行う出資において当該事業者以外の出資者や株主が存在することは、地域医療連携推進法人が出資を行うことができる場合を限定している趣旨から逸脱するおそれがあることから認められないこと。 ③ 地域医療連携推進法人は、参加法人が病院等に関する業務を行うのに必要な資金を調達するための支援として、資金の貸付け、債務の保証及び基金を引き受ける者の募集を行うことができること。 資金の貸付けの場合、当該貸付け業務は、貸金業法（昭和 58 年法律第 32 号）第 2 条第 1 項第 2 号の規定に該当し、貸金業には当たらないため、同法に定める登録等は不要であること。
---	---

等は不要であること。

- ・ 地域医療連携推進法人が実施する貸付けが、参加法人等（個人を除く。）が病院等に関する業務を行うのに必要な資金を調達するための支援という目的を逸脱していないこと。
- ・ 契約書類が適正に作成・保管されており、償還方法や償還期限等が明確になっていること。
- ・ 適正な利率が設定されていること。
- ・ 返済不能時に備えて、担保や保証人の設定等が適切に行われていること。

④ 地域医療連携推進法人は、病院等又は介護事業等に係る施設若しくは事業所であって第一種社会福祉事業に係るもの（一般社団法人が開設できるものに限る。）を開設しようとするときは、あらかじめ、医療連携推進業務の実施に支障のないことについて、認定都道府県知事の確認を受けなければ、これらの開設の許可の申請を行うことができないこと。

認定都道府県知事は、当該確認等をするに当たって、あらかじめ都道府県医療審議会の意見を聴かなければならないこと。

（削除）

（削除）

⑤ 地域医療連携推進法人は、①から④以外にも幅広い業務を医療連携推進業務として実施可能であるが、その場合であっても、病院等の業務の連携に資するものがある必要があり、したがって、業務連携に何ら関連のない医療の実施については医療連携推進業務とはみなされないこと。

（３）～（４）（略）

また、貸付けの際は、以下を満たす必要があること。

- ・ 地域医療連携推進法人が実施する貸付けが、参加法人が病院等に関する業務を行うのに必要な資金を調達するための支援という目的を逸脱していないこと。
- ・ 契約書類が適正に作成・保管されており、償還方法や償還期限等が明確になっていること。
- ・ 適正な利率が設定されていること。
- ・ 返済不能時に備えて、担保や保証人の設定等が適切に行われていること。

④ 地域医療連携推進法人が、病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院又は介護事業等に係る施設若しくは事業所であって第一種社会福祉事業に係るもの（一般社団法人が開設できるものに限る。）を開設しようとするときは、あらかじめ、医療連携推進業務の実施に支障のないことについて、認定都道府県知事の確認を受けなければならないこと。

⑤ 地域医療連携推進法人は、④の確認を受けなければ、当該病院の開設の許可の申請等を行うことができないこと。

⑥ 認定都道府県知事は、④の確認等をするに当たっては、あらかじめ、都道府県医療審議会の意見を聴かなければならないこと。

⑦ これら以外にも、幅広い業務を医療連携推進業務として実施可能であるが、その場合であっても、医療機関の業務の連携に資するものである必要があり、したがって、業務連携に何ら関連のない医療の実施については医療連携推進業務とはみなされないこと。

（３）～（４）（略）

(5) 参加病院等の広告及び標章について（法第6条の5・法第70条の11関係） 地域医療連携推進法人の参加病院等である場合には、その旨を広告しても差し支えないこと。 また、参加法人等^等は、医療連携推進方針に沿った連携の推進が図られることを示すため、その開設する参加病院等・参加介護施設等に標章（ロゴマーク）を掲示しなければならないこと。標章（ロゴマーク）については、当該地域医療連携推進法人が特定できるものであればよく、図案がなく文字だけのものであっても構わないものであること。 (6) ～ (7) (略) (8) 地域医療連携推進法人の計算について（法第70条の14・則第39条の22・<u>地域医療連携推進法人会計基準(平成29年厚生労働省令第19号)</u>関係） 地域医療連携推進法人は、法第6章第4節の規定を準用し、計算に関する規定が適用されること。<u>その中で、地域医療連携推進法人は、公認会計士又は監査法人の監査を受けなければならないこととされているものであること。ただし、次のいずれにも該当する場合には、当該監査を要しないものであること。</u> ・ <u>定款に、参加法人等が病院等に係る業務を行うのに必要な資金を調達するための支援として資金の貸付け、債務の保証及び基金を引き受ける者の募集、並びに出資を行わない旨を定めていること。</u> ・ <u>以下の基準に該当しないこと。</u> <u>最終会計年度（法70条の14により読み替えて準用する法第51条第1項の事業報告書等につき、同じく読み替えて準用する同条第6項の承認を受けた直近の会計年度をいう。）に係る貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額が50億円以上または最終会計年度に係る損益計算書の事業収益の部に計上した額の合計額が70億円以上であること。</u>	(5) 参加病院等の広告及び標章について（法第6条の5・法第70条の11関係） 地域医療連携推進法人の参加病院等である場合には、その旨を広告しても差し支えないこと。 また、参加法人は、医療連携推進方針に沿った連携の推進が図られることを示すため、その開設する参加病院等・参加介護施設等に標章（ロゴマーク）を掲示しなければならないこと。標章（ロゴマーク）については、当該地域医療連携推進法人が特定できるものであればよく、図案がなく文字だけのものであっても構わないものであること。 (6) ～ (7) (略) (8) 地域医療連携推進法人の計算について（法第70条の14・則第39条の22関係） 地域医療連携推進法人は、法第6章第4節の規定を準用し、計算に関する規定が適用されること。 <u>具体的事項については</u>、「地域医療連携推進法人会計基準適用上の留意事項並びに財産目録、純資産変動計算書及び附属明細表の作成方法に関する運用指針」（平成29年3月21日医政発0321第5号厚生労働省医政局長通知）<u>のとおり</u>であること。
---	---

<u>また、貸借対照表及び損益計算書の作成については、地域医療連携推進法人会計基準及び「地域医療連携推進法人会計基準適用上の留意事項並びに財産目録、純資産変動計算書及び附属明細表の作成方法に関する運用指針」（平成 29 年 3 月 21 日医政発 0321 第 5 号厚生労働省医政局長通知）によるもの</u>であること。 (9) 地域医療連携推進法人の解散及び清算について（法第 70 条の 15・則第 39 条の 23 関係） 地域医療連携推進法人は、法第 6 章第 7 節の規定を準用し、解散及び清算に関する規定が適用されること。主な具体的事項は以下のとおりであること。 ・ <u>解散は、定款をもって定めた解散事由の発生、目的たる業務の成功の不能、社員総会の議決、社員の欠亡又は破産手続開始の決定によるもの</u>であること。 ・ 解散した際の残余財産は、定款の定めにあるところにより、その帰属すべき者に帰属すること。 ・ 解散した場合であっても、清算の目的の範囲内において、その清算の結了に至るまではなお存続するものとみなすこと。 ・ 解散したときは、理事がその清算人となること。 (10) (略) 3 地域医療連携推進法人の監督について (1) 地域医療連携推進法人が定款において定める事項について（法第 70 条の 17 関係） 地域医療連携推進法人は、法人法第 11 条第 1 項各号に掲げる事項（目的、名称、主たる事務所の所在地、<u>設立時社員の氏名又は名称及び住所、社員の資格の得喪に関する規定、公告方法及び事業年度</u>）、医療連携推進区域、地域医療連携推進評議会、役員に関する規定、解散に関する規定、開設している病院等の名称及び所在地等に	(9) 地域医療連携推進法人の解散及び清算について（法第 70 条の 15・則第 39 条の 23 関係） 地域医療連携推進法人は、法第 6 章第 7 節の規定を準用し、解散及び清算に関する規定が適用されること。主な具体的事項は以下のとおりであること。 ・ 定款をもって定めた解散事由の発生<u>等により解散するもの</u>であること。 ・ 解散した際の残余財産は、定款の定めにあるところにより、その帰属すべき者に帰属すること。 ・ 解散した場合であっても、清算の目的の範囲内において、その清算の結了に至るまではなお存続するものとみなすこと。 ・ 解散したときは、理事がその清算人となること。 (10) (略) 3 地域医療連携推進法人の監督について (1) 地域医療連携推進法人が定款において定める事項について（法第 70 条の 17 関係） 地域医療連携推進法人は、法人法第 11 条第 1 項各号に掲げる事項（目的、名称、主たる事務所の所在地<u>等</u>）、医療連携推進区域、地域医療連携推進評議会、役員に関する規定、解散に関する規定、開設している病院等の名称及び所在地等について、定款において定めなければならないこと。
---	--

ついて、定款において定めなければならないこと。 (2) 地域医療連携推進法人の定款の変更について（法第 70 条の 18・則第 39 条の 24～第 39 条の 26 関係） 地域医療連携推進法人は、法第 54 条の 9（<u>第 1 項及び第 2 項を除く。</u>）の規定を準用し、定款の変更に関する規定が適用されること。主な具体的事項は以下のとおりであること。 ・ 定款の変更は、認定都道府県知事の認可を受けなければ、効力を生じないこと。 ・ 認定都道府県知事は、変更手続が法令等に違反していないかどうかを審査した上で、認可を決定しなければならないこと。 ・ <u>定款の変更が、住所の変更等</u>の認可を要しない<u>ものである</u>ときは、遅滞なく、変更した定款を認定都道府県知事に届け出なければならないこと。 ・ <u>定款の変更が、</u>地域医療連携推進法人自らが、<u>（ア）病院等を開設</u>又は<u>（イ）介護事業等に係る施設若しくは事業所であって、第一種社会福祉事業に係るものを開設するものである場合は、認可申請の際、変更の内容及びその理由並びに定款に定められた手続を経たことを証する書類のほか、それぞれ次の書類の添付が必要であること。</u> <u>（ア）の場合 当該病院等の診療科目、従事者の定員並びに敷地及び建物の構造設備の概要を記載した書類、当該病院等の管理者となるべき者の氏名を記載した書面並びに定款変更後 2 年間の事業計画及び予算書</u> <u>（イ）の場合 当該施設の従事者の定員並びに敷地及び建物の構造設備の概要を記載した書類、当該施設の管理者となるべき者の氏名を記載した書面並びに定款変更後 2 年間の事業計画及び予算書</u> <u>また、認定都道府県知事は、これらの定款変更の認可に当たっては、重要な定款変更として、都道府県医療審議会の意見を聴かななければならないこと。</u> ・ <u>定款の変更が、（ウ）参加法人等が病院等に係る業務を行うのに必要な資金を調</u>	(2) 地域医療連携推進法人の定款の変更について（法第 70 条の 18・則第 39 条の 24～第 39 条の 26 関係） 地域医療連携推進法人は、法第 54 条の 9 の規定を準用し、定款の変更に関する規定が適用されること。主な具体的事項は以下のとおりであること。 ・ 定款の変更は、認定都道府県知事の認可を受けなければ、効力を生じないこと。 ・ 認定都道府県知事は、変更手続が法令等に違反していないかどうかを審査した上で、認可を決定しなければならないこと。 ・ 住所の変更等、<u>認可を要しない定款の変更をした</u>ときは、遅滞なく、変更した定款を認定都道府県知事に届け出なければならないこと。 <u>また、</u>地域医療連携推進法人自らが<u>病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院</u>又は<u>介護事業等に係る施設若しくは事業所であって、第一種社会福祉事業に係るものを開設する場合の定款の変更については、</u>重要な変更として、都道府県医療審議会の意見を聴かななければならないこと。 <u>（新設）</u>
--	---

<u>達するための支援として資金の貸付け、債務の保証及び基金を引き受ける者の募集、並びに出資（この段落において「貸付等」という。）を行わない旨を定め、又は（エ）これを削除するものである場合は、認可申請の際、変更の内容及びその理由並びに定款に定められた手続を経たことを証する書類のほか、それぞれ次の書類の添付が必要であること。</u> <u>（ウ）の場合 現に貸付等を行っていないこと及び当該地域医療連携推進法人から出資を受けている事業者がいないことを証する書類</u> <u>（エ）の場合 定款変更後の当該地域医療連携推進法人の参加法人等の名称及び住所を記載した書類</u> <u>また、認定都道府県知事は、これらの定款変更の認可に当たっては、社員総会において、参加法人等に対する貸付等を行うことができなくなる、又はできるようになることについて説明が行われていることを確認すること。</u> （３）地域医療連携推進法人の代表理事の選定及び解職について（法第 70 条の 19・則第 39 条の 27 関係） 地域医療連携推進法人の代表理事の選定及び解職は、認定都道府県知事の認可を受けなければ効力を生じないこと。<u>ただし、代表理事を再任する場合には、当該認可を要しないこと。</u>認可申請においては、当該代表理事の履歴書の添付が必要であること。 認定都道府県知事は、認可をし、又は認可をしない処分をするに当たっては、あらかじめ、都道府県医療審議会の意見を聴かなければならないこと。 （４）地域医療連携推進法人の監督について（法第 70 条の 20 関係） 地域医療連携推進法人は、医療法人に係る立入検査をする職員の証明書に関する事項（法第 6 条の 8 第 3 項及び第 4 項）、法令違反の疑い時の報告徴収、立入検査等に関する事項（法第 63 条第 1 項）及び法令違反時の改善措置命令に関する事項（法	（３）地域医療連携推進法人の代表理事の選定及び解職について（法第 70 条の 19・則第 39 条の 27 関係） 地域医療連携推進法人の代表理事の選定及び解職は、認定都道府県知事の認可を受けなければ効力を生じないこと。認可申請においては、当該代表理事の履歴書の添付が必要であること。 認定都道府県知事は、認可をし、又は認可をしない処分をするに当たっては、あらかじめ、都道府県医療審議会の意見を聴かなければならないこと。 （４）地域医療連携推進法人の監督について（法第 70 条の 20 関係） 地域医療連携推進法人は、医療法人に係る立入検査をする職員の証明書に関する事項（法第 6 条の 8 第 3 項及び第 4 項）、法令違反の疑い時の報告徴収、立入検査等に関する事項（法第 63 条第 1 項）及び法令違反時の改善措置命令に関する事項（法
--	---

第 64 条)に関する規定を準用すること。例えば、地域医療連携推進法人に参加しない法人<u>又は個人</u>と、業務上の連携をしないというような、医療・介護サービスの提供体制に悪影響を及ぼすような事態が生じる場合は、認定都道府県知事の監督の対象事項となりえること。 (5)～(8)(略) 4 その他 (1) 施行日について 地域医療連携推進法人に関する各法令の規定は、平成 29 年 4 月 2 日から施行されること。 <u>令和 5 年改正法による地域医療連携推進法人に関する改正は、令和 6 年 4 月 1 日から施行されること。</u> (2) 準備行為について(法第 71 条関係) 都道府県知事は、<u>令和 5 年改正法による改正の施行の日(令和 6 年 4 月 1 日)</u>前においても、<u>個人立の病院等が参加する地域医療連携推進法人に係る</u>医療連携推進認定に必要な準備行為をすることができること。具体的には、施行の日前においても、医療連携推進認定を受けようとする一般社団法人は都道府県知事に認定の申請をすることができ、都道府県知事は、都道府県医療審議会から、認定をするに当たっての意見を聴くこと等ができること。 (3) 医療連携推進認定の申請<u>等</u>に係る添付書類等について ①～②(略) <u>③ 資金の貸付け、債務の保証及び基金を引き受ける者の募集、並びに出資を行わない旨を定める定款変更の認可申請書に添付する書類は別添様式を用いること。</u>	第 64 条)に関する規定を準用すること。例えば、地域医療連携推進法人に参加しない法人と、業務上の連携をしないというような、医療・介護サービスの提供体制に悪影響を及ぼすような事態が生じる場合は、認定都道府県知事の監督の対象事項となりえること。 (5)～(8)(略) 4 その他 (1) 施行日について 地域医療連携推進法人に関する各法令の規定は、平成 29 年 4 月 2 日から施行されること。 (2) 準備行為について(法第 71 条関係) 都道府県知事は、施行の日(平成 29 年 4 月 2 日)前においても、医療連携推進認定に必要な準備行為をすることができること。具体的には、施行の日前においても、医療連携推進認定を受けようとする一般社団法人は都道府県知事に認定の申請をすることができ、都道府県知事は、都道府県医療審議会から、認定をするに当たっての意見を聴くこと等ができること。 (3) 医療連携推進認定の申請に係る添付書類等について ①～②(略) <u>(新設)</u>
---	---

別添 9 参加法人等が病院等に係る業務を行うのに必要な資金を調達するための支援として現に資金の貸付け、債務の保証及び基金を引き受ける者の募集をしていないこと及び出資を受けている事業者がいないことを証する書類

別添 1

医療連携推進方針

1. 医療連携推進区域
2. 参加法人等
3. 理念・運営方針
4. 病院等相互間の機能の分担及び業務の連携に関する事項及びその目標
5. 介護事業その他地域包括ケアの推進に資する事業に関する事項

(記載上の注意事項)

- 「2」については、参加法人等、参加病院等及び参加介護施設等の名称を記載すること。
- 「4」については、地域医療構想の達成の観点から参加病院等が

(新設)

別添 1

医療連携推進方針

1. 医療連携推進区域
2. 参加法人
3. 理念・運営方針
4. 病院等相互間の機能の分担及び業務の連携に関する事項及びその目標
5. 介護事業その他地域包括ケアの推進に資する事業に関する事項

(記載上の注意事項)

- 「2」については、参加法人、参加病院等及び参加介護施設等の名称を記載すること。
- 「4」については、地域医療構想の達成の観点から参加病院等が

実施する機能分担及び業務連携について記載すること。 ○ 「５」については、医療法第 70 条の 2 第 4 項に基づき、参加病院等及び参加介護施設等の相互間で業務連携を実施する場合に記載すること。 別添 2 (略) 別添 3 医療法第 70 条の 3 第 1 項各号に掲げる基準に適合することを証する書類 1 ～ 2 (略) 3 社員等に対し特別の利益を与えないこと (第 3 号) (略) (経理等に関する明細表) ①～⑧ (略) (記載上の注意事項) ○ 各欄共通 (略)	実施する機能分担及び業務連携について記載すること。 ○ 「５」については、医療法第 70 条の 2 第 4 項に基づき、参加病院等及び参加介護施設等の相互間で業務連携を実施する場合に記載すること。 別添 2 (略) 別添 3 医療法第 70 条の 3 第 1 項各号に掲げる基準に適合することを証する書類 1 ～ 2 (略) 3 社員等に対し特別の利益を与えないこと (第 3 号) (略) (経理等に関する明細表) ①～⑧ (略) (記載上の注意事項) ○ 各欄共通 (略)
--	--

○ 「① 社員等の施設の利用明細」 (1) (略) (2) 「特殊の関係」欄には、使用者が参加法人<u>等</u>であれば「参加法人<u>等</u>」と、代表理事であれば「代表理事」等と記載すること。 (3) ～ (4) (略) ○ 「② 社員等に対する貸付金の明細」 (略) ○ 「③ 社員等に対する譲渡資産の明細」 (1) (略) (2) 「特殊の関係」欄には、譲渡先が参加法人<u>等</u>であれば「参加法人<u>等</u>」と、代表理事であれば「代表理事」等と記載すること。 ○ 「④ 当該一般社団法人の業務に従事している従業員等の明細」 (略) ○ 「⑤ 社員等からの借用物件の明細」 (1) (略) (2) 「特殊の関係」欄には、貸主が参加法人<u>等</u>であれば「参加法人<u>等</u>」と、代表理事であれば「代表理事」等と記載す	○ 「① 社員等の施設の利用明細」 (1) (略) (2) 「特殊の関係」欄には、使用者が参加法人であれば「参加法人」と、代表理事であれば「代表理事」等と記載すること。 (3) ～ (4) (略) ○ 「② 社員等に対する貸付金の明細」 (略) ○ 「③ 社員等に対する譲渡資産の明細」 (1) (略) (2) 「特殊の関係」欄には、譲渡先が参加法人であれば「参加法人」と、代表理事であれば「代表理事」等と記載すること。 ○ 「④ 当該一般社団法人の業務に従事している従業員等の明細」 (略) ○ 「⑤ 社員等からの借用物件の明細」 (1) (略) (2) 「特殊の関係」欄には、貸主が参加法人であれば「参加法人」と、代表理事であれば「代表理事」等と記載するこ
---	---

ること。

(3) (略)

○ 「⑥ 社員等からの借入金の明細」

(1) ～ (4) (略)

(5) 「特殊の関係」欄には、債権者が参加法人等であれば「参加法人等」と、代表理事であれば「代表理事」等と記載すること。

○ 「⑦ 社員等からの譲受資産の明細」

(1) (略)

(2) 「特殊の関係」欄には、譲受の相手方が参加法人等であれば「参加法人等」と、代表理事であれば「代表理事」等記載すること。

○ 「⑧ その他財産の運用及び事業の運営」
(略)

4 参加法人等の構成等 (第8号、第11号)

	法人名等	医療機関名等	議決権数
病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する参加法人 <u>等</u>			①
			②

と。

(3) (略)

○ 「⑥ 社員等からの借入金の明細」

(1) ～ (4) (略)

(5) 「特殊の関係」欄には、債権者が参加法人であれば「参加法人」と、代表理事であれば「代表理事」等と記載すること。

○ 「⑦ 社員等からの譲受資産の明細」

(1) (略)

(2) 「特殊の関係」欄には、譲受の相手方が参加法人であれば「参加法人」と、代表理事であれば「代表理事」等記載すること。

○ 「⑧ その他財産の運用及び事業の運営」
(略)

4 参加法人の構成等 (第8号、第11号)

	法人名等	医療機関名等	議決権数
病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する参加法人			①
			②

介護施設等を 開設する参加 法人等		③
		④
その他の社員		⑤
その他の社員		⑥
総 議 決 権 数 (①～⑥の合計)		⑦
参加法人等の議決権の構成割合 (第 8 号)	$(①+②) > (③+④)$	
参加法人等の議決権の構成割合 (第 11 号)	$[(①+②+③+④) / ⑦] > 0.5$	

5 各役員の親族等の割合が役員総数の 3 分の 1 を超えないこと (第 13 号口)
(略)

別添 4 ～ 8
(略)

介護施設等を 開設する参加 法人		③
		④
その他の社員		⑤
その他の社員		⑥
総 議 決 権 数 (①～⑥の合計)		⑦
参加法人の議決権の構成割合 (第 8 号)	$(②+②) > (③+④)$	
参加法人の議決権の構成割合 (第 11 号)	$[(①+②+③+④) / ⑦] > 0.5$	

5 各役員の親族等の割合が役員総数の 3 分の 1 を超えないこと (第 13 号口)
(略)

別添 4 ～ 8
(略)

別添 9

参加法人等が病院等に係る業務を行うのに必要な資金を調達するための支援として
現に資金の貸付け、債務の保証及び基金を引き受ける者の募集をしていないこと並び
に出資を受けている事業者がいないことを証する書類

<u>区 分</u>	<u>事実の有無</u>
<u>参加法人等が病院等に係る業務を行うのに必要な資金を 調達するための支援として、</u>	
① <u>資金の貸付けをしている</u>	<u>有・無</u>
② <u>債務の保証をしている</u>	<u>有・無</u>
③ <u>基金を引き受ける者の募集をしている</u>	<u>有・無</u>
④ <u>当法人から出資を受けている事業者がいる</u>	<u>有・無</u>

(記載上の注意事項)

○ 現在の状況について記載すること。

○ ③の「基金を引き受ける者の募集」は、一般社団法人及び一般財団法人に関する
法律第131条の規定によるものをいう。

(新設)

医政支発 0117 第 2 号
令和 6 年 1 月 17 日

公益社団法人日本医師会担当理事 殿

厚生労働省医政局医療経営支援課長
(公 印 省 略)

地域医療連携推進法人制度の見直しについて

標記について、別添のとおり各都道府県医政主管部（局）長宛てに通知を発出いたしましたので、御了知いただくとともに、貴下団体会員等に対する周知方よろしくお取り計らい願います。

医政支発 0117 第 1 号
令和 6 年 1 月 17 日

各都道府県医政主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局医療経営支援課長
(公 印 省 略)

地域医療連携推進法人制度の見直しについて

令和 5 年 5 月 19 日に公布された「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」（令和 5 年法律第 31 号）により医療法（昭和 23 年法律第 205 号）が改正され、地域医療連携推進法人制度の見直しについて、令和 6 年 4 月 1 日から施行されます。また、これに伴い「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令」（令和 6 年厚生労働省令第 4 号）が本日、公布されたところです。

これらを受け、関係する通知について下記のとおり改正し、令和 6 年 4 月 1 日から適用することといたしますので、貴職におかれては、御了知の上、適正な運用に努めていただくとともに関係団体等に周知をお願いいたします。

記

改正を行う通知

- 「地域医療連携推進法人の定款例について」 別添 1
(平成 29 年 2 月 17 日医政支発 0217 第 1 号)
- 「地域医療連携推進法人の事業報告書等の様式について」 別添 2
(平成 29 年 2 月 17 日医政支発 0217 第 3 号)

○「地域医療連携推進法人の定款例について」（平成 29 年 2 月 17 日医政支発 0217 第 1 号）別添）の一部改正

(下線の部分は改正部分)

改 正 後		改 正 前	
地域医療連携推進法人（一般社団法人）の定款例	備 考	地域医療連携推進法人（一般社団法人）の定款例	備 考
一般社団法人〇〇会定款 第 1 章 （略） 第 2 章 目的及び事業 第 3 条～第 4 条 （略） （医療連携推進業務） 第 5 条 本法人は、第 3 条の目的を達成するため、次の事業を行う。 (1) 医療従事者の資質向上に関する共同研修 (2) 医薬品・医療機器の共同購入の調整、その他の物資の共同購入 (3) 参加法人に対する資金の貸付け、債務の保証、基金を引き受ける者の募集 (4) 医療連携推進方針に沿った連携を推進するための〇〇事業 <u>2 本法人は、参加法人等として個人が参加できることから、次の事業を行わない。</u> <u>(1) 参加法人等が病院等に係る業務を行うのに必要な資金を調達するための支援として、資金の貸付け、債務の保証、基金を引き受ける者の募集</u> <u>(2) 医療連携推進業務と関連する法人の株式または持分を保有することにより、当該法人の事業活動を支配・管理する事業</u> 第 6 条～第 7 条 （略） 第 3 章 基金 （略） 第 4 章 社員 （法人の構成員）	・医療法第 70 条の 2 第 2 項第 2 号に基づき医療連携推進方針に記載した、病院等の機能分担や業務連携に関する事項を掲げること。 <u>・参加法人等として個人が参加できる場合は削除すること。</u> <u>・参加法人等として個人が参加できる場合は、必須記載事項</u>	一般社団法人〇〇会定款 第 1 章 （略） 第 2 章 目的及び事業 第 3 条～第 4 条 （略） （医療連携推進業務） 第 5 条 本法人は、第 3 条の目的を達成するため、次の事業を行う。 (1) 医療従事者の資質向上に関する共同研修 (2) 医薬品・医療機器の共同購入の調整、その他の物資の共同購入 (3) 参加法人に対する資金の貸付け、債務の保証、基金を引き受ける者の募集 (4) 医療連携推進方針に沿った連携を推進するための〇〇事業 <u>(新設)</u> 第 6 条～第 7 条 （略） 第 3 章 基金 （略） 第 4 章 社員 （法人の構成員）	・医療法第 70 条の 2 第 2 項第 2 号に基づき医療連携推進方針に記載した、病院等の機能分担や業務連携に関する事項を掲げること。 <u>(新設)</u> <u>(新設)</u>

第9条 本法人は、本法人の医療連携推進方針に賛同する以下の法人等であって、次条の規定により、本法人の社員となった者をもって構成する。 (1)～(4) (略) <u><例1></u> (5) (1)又は(2)の法人のうち、法第70条第1項の参加法人<u>等</u>になることを希望しない法人 <u><例2></u> <u>(5) (1)から(4)の法人又は個人のうち、法第70条第1項の参加法人等になることを希望しない法人又は個人</u> (6)～(7) (略) 第10条 (略) 第11条 以下の者については、社員としない。 (1)～(2) (略) (3) 本法人の参加法人<u>等</u>と利害関係を有する営利を目的とする団体の役員又は職員 (4) 本法人の参加法人<u>等</u>と利害関係を有する営利事業を営む個人 (5) (略) 第12条 (略) <u><例1></u> 第13条 第9条の(1)又は(2)の参加法人が、次に掲げる事項を決定するに当たっては、あらかじめ、本法人に意見を求めなければならない。 (1) 予算の決定又は変更 (2) 借入金(当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。)の借入れ (3) <u>事業に係る</u>重要な資産の処分 (4) 事業計画の決定又は変更 (5) 定款又は寄附行為の変更 (6) <u>法人の</u>合併又は分割 (7) 目的たる事業の成功の不能による解散<u>又は事業の廃止</u>	・必須記載事項 <u>・参加法人等として個人が参加できない場合の記載</u> <u>・参加法人等として個人が参加できる場合の記載</u> ・必須記載事項 <u>・参加法人等として個人が参加できない場合の記載</u> ・必須記載事項 ・医療法第70条の3第1項<u>第18号</u> ・意見を求める事項については、すべてを具体的に明記すること。(左欄(1)～(7)に掲げる事項は医療法第70条の3第1項<u>第18号</u>に掲げるものであり、すべて意見を求める事項としなければならない。)	第9条 本法人は、本法人の医療連携推進方針に賛同する以下の法人等であって、次条の規定により、本法人の社員となった者をもって構成する。 (1)～(4) (略) (5) (1)又は(2)の法人のうち、法第70条第1項の参加法人になることを希望しない法人 <u>(新設)</u> (6)～(7) (略) 第10条 (略) 第11条 以下の者については、社員としない。 (1)～(2) (略) (3) 本法人の参加法人と利害関係を有する営利を目的とする団体の役員又は職員 (4) 本法人の参加法人と利害関係を有する営利事業を営む個人 (5) (略) 第12条 (略) 第13条 第9条の(1)又は(2)の参加法人が、次に掲げる事項を決定するに当たっては、あらかじめ、本法人に意見を求めなければならない。 (1) 予算の決定又は変更 (2) 借入金(当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。)の借入れ (3) 重要な資産の処分 (4) 事業計画の決定又は変更 (5) 定款又は寄附行為の変更 (6) 合併又は分割 (7) 目的たる事業の成功の不能による解散	・必須記載事項 <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> ・必須記載事項 <u>(新設)</u> ・必須記載事項 ・医療法第70条の3第1項<u>第17号</u> ・意見を求める事項については、すべてを具体的に明記すること。(左欄(1)～(7)に掲げる事項は医療法第70条の3第1項<u>第17号</u>に掲げるものであり、すべて意見を求める事項としなければならない。)
--	--	---	--

<u>＜例２＞</u> <u>第 13 条 第 9 条の(1)から(4)の参加法人等が、次に掲げる事項を決定するに当たっては、あらかじめ、本法人に意見を求めなければならない。</u> <u>(1) 事業に係る重要な資産の処分</u> <u>(2) 事業計画の決定又は変更</u> <u>(3) 法人の合併又は分割</u> <u>(4) 目的たる事業の成功の不能による解散又は事業の廃止</u> 第 14 条～第 16 条 (略) 第 5 章 社員総会 (略) 第 6 章 役員 第 25 条～第 26 条 (略) 第 27 条 以下の者については、役員としない。 (1)～(2) (略) (3) 本法人の参加法人<u>等</u>と利害関係を有する営利を目的とする団体の役員又は職員 (4) 本法人の参加法人<u>等</u>と利害関係を有する営利事業を営む個人 (5) (略) 第 28 条～第 31 条 (略) 第 7 章 理事会 第 32 条～第 33 条 (略) 第 34 条 代表理事の選定及び解職は、認定都道府県知事の認可をもって、その効力を生じる。<u>ただし、代表理事を再任する場合には、この限りでない。</u>	・参加法人等として個人が参加できる場合の記載 ・必須記載事項 ・医療法第 70 条の 3 第 1 項第 18 号 ・意見を求める事項については、すべてを具体的に明記すること。(左欄(1)～(4)に掲げる事項は医療法第 70 条の 3 第 1 項第 18 号に掲げるものであり、すべて意見を求める事項としなければならない。) ・必須記載事項 ・医療法第 70 条の 19 第 1 項	<u>(新設)</u> 第 14 条～第 16 条 (略) 第 5 章 社員総会 (略) 第 6 章 役員 第 25 条～第 26 条 (略) 第 27 条 以下の者については、役員としない。 (1)～(2) (略) (3) 本法人の参加法人と利害関係を有する営利を目的とする団体の役員又は職員 (4) 本法人の参加法人と利害関係を有する営利事業を営む個人 (5) (略) 第 28 条～第 31 条 (略) 第 7 章 理事会 第 32 条～第 33 条 (略) 第 34 条 代表理事の選定及び解職は、認定都道府県知事の認可をもって、その効力を生じる。<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u> ・必須記載事項 ・医療法第 70 条の 19 第 1 項
---	--	---	---

第 35 条～第 37 条 （略） 第 8 章 地域医療連携推進評議会 第 38 条 （略） （権限） 第 39 条 （略） 2 地域医療連携推進評議会は、参加法人等が開設する病院等の機能分担及び業務連携の目標に照らし、本法人の業務の実施の状況について評価を行い、必要があると認めるときは、社員総会及び理事会において意見を述べることができる。 3 （略） 第 40 条～第 41 条 （略） 第 9 章 資産及び会計 第 42 条～第 45 条 （略） （事業報告及び決算） 第 46 条 1～3 （略） <u><例 1></u> 4 本法人は、財産目録、貸借対照表及び損益計算書について、公認会計士又は監査法人（以下「公認会計士等」という。）の監査を受けなければならない。 5 本法人は、前 2 項の監事及び公認会計士等の監査を受けた事業報告書等について、理事会の承認を受けなければならない。 <u><例 2></u> <u>4 本法人は、前項の監事の監査を受けた事業報告書等について、理事会の承認を受けなければならない。</u>	・必須記載事項 ・「資産及び会計に関する規定」は必須記載事項 ・<u>医療法第 70 条の 14 に規定する特定地域医療連携推進法人以外の法人の場合の記載</u> ・事業報告書等については、監事の監査が必要であり、そのうち、財産目録、貸借対照表及び損益計算書については、公認会計士等の監査も必要 ・<u>医療法第 70 条の 14 に規定する特定地域医療連携推進法人の場合の記載</u>	第 35 条～第 37 条 （略） 第 8 章 地域医療連携推進評議会 第 38 条 （略） （権限） 第 39 条 （略） 2 地域医療連携推進評議会は、参加法人が開設する病院等の機能分担及び業務連携の目標に照らし、本法人の業務の実施の状況について評価を行い、必要があると認めるときは、社員総会及び理事会において意見を述べることができる。 3 （略） 第 40 条～第 41 条 （略） 第 9 章 資産及び会計 第 42 条～第 45 条 （略） （事業報告及び決算） 第 46 条 1～3 （略） 4 本法人は、財産目録、貸借対照表及び損益計算書について、公認会計士又は監査法人（以下「公認会計士等」という。）の監査を受けなければならない。 5 本法人は、前 2 項の監事及び公認会計士等の監査を受けた事業報告書等について、理事会の承認を受けなければならない。 <u>（新設）</u>	・必須記載事項 ・「資産及び会計に関する規定」は必須記載事項 <u>（新設）</u> ・事業報告書等については、監事の監査が必要であり、そのうち、財産目録、貸借対照表及び損益計算書については、公認会計士等の監査も必要 <u>（新設）</u>
---	--	--	---

第 47 条 本法人の理事は、前条第 5 項 <u>(又は第 4 項)</u> の承認を受けた事業報告書等を社員総会に提出しなければならない。 2～4 (略) 第 48 条 (略) 第 49 条 本法人は、次に掲げる書類を主たる事務所に備えて置き、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。 (1) 事業報告書等、監事の監査報告書及び定款 (2) 公認会計士等の監査報告書 2 本法人は、社員総会の日の 1 週間前の日から 5 年間、事業報告書等（財産目録を除く。）、監事の監査報告書及び公認会計士等の監査報告書を主たる事務所に備え置かなければならない。 3～4 (略) 第 50 条 本法人は、毎会計年度終了後 3 月以内に、事業報告書等、監事の監査報告書及び公認会計士等の監査報告書を認定都道府県知事に届け出なければならない。 第 51 条～第 52 条 (略) 第 10 章～第 12 章 (略)	・事業報告及び決算については、医療法第 70 条の 14 において準用する同法第 51 条の 2 の規定に基づき、定められた書類に関して社員総会における承認、報告が必要 ・事業報告及び決算については、定められた書類に関して備え置き、閲覧に供することが必要（医療法第 70 条の 14 において準用する同法第 51 条の 4） <u>・医療法第 70 条の 14 に規定する特定地域医療連携推進法人の場合は「公認会計士等の監査報告書」は不要。</u> ・主たる事務所においては原本を 5 年間、従たる事務所においては、その写しを 3 年間備え置く必要がある。 <u>・医療法第 70 条の 14 に規定する特定地域医療連携推進法人の場合は、「公認会計士等の監査報告書」は不要。</u> ・医療法第 70 条の 14 において準用する同法第 52 条 <u>・医療法第 70 条の 14 に規定する特定地域医療連携推進法人の場合は、「公認会計士等の監査報告書」は不要。</u>	第 47 条 本法人の理事は、前条第 5 項の承認を受けた事業報告書等を社員総会に提出しなければならない。 2～4 (略) 第 48 条 (略) 第 49 条 本法人は、次に掲げる書類を主たる事務所に備えて置き、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。 (1) 事業報告書等、監事の監査報告書及び定款 (2) 公認会計士等の監査報告書 2 本法人は、社員総会の日の 1 週間前の日から 5 年間、事業報告書等（財産目録を除く。）、監事の監査報告書及び公認会計士等の監査報告書を主たる事務所に備え置かなければならない。 3～4 (略) 第 50 条 本法人は、毎会計年度終了後 3 月以内に、事業報告書等、監事の監査報告書及び公認会計士等の監査報告書を認定都道府県知事に届け出なければならない。 第 51 条～第 52 条 (略) 第 10 章～第 12 章 (略)	・事業報告及び決算については、医療法第 70 条の 14 において準用する同法第 51 条の 2 の規定に基づき、定められた書類に関して社員総会における承認、報告が必要 ・事業報告及び決算については、定められた書類に関して備え置き、閲覧に供することが必要（医療法第 70 条の 14 において準用する同法第 51 条の 4） <u>(新設)</u> ・主たる事務所においては原本を 5 年間、従たる事務所においては、その写しを 3 年間備え置く必要がある。 <u>(新設)</u> ・医療法第 70 条の 14 において準用する同法第 52 条 <u>(新設)</u>
--	---	--	---

附則（略）		附則（略）	
-------	--	-------	--

○「地域医療連携推進法人の事業報告書等の様式について」(平成 29 年 2 月 17 日医政支発 0217 第 3 号)の別添 1 の一部改正

(下線の部分は改正部分)

改 正 後					改 正 前																																																																
別添 1					別添 1																																																																
事 業 報 告 書 (自 令和〇〇年〇〇月〇〇日 至 令和〇〇年〇〇月〇〇日) 1 地域医療連携推進法人の概要 (1)～(9) (略) (10) 参加法人等の概況 <table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>法人又 <u>は個人</u> の名称</th> <th>施設又は事業 所 (以下「施 設等」とい う。) の名称</th> <th>施設等の 所在地</th> <th>実施事業の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>2</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>3</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>4</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>5</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> (11)～(12) (略) 2 (略)					No.	法人 又 <u>は個人</u> の名称	施設又は事業 所 (以下「施 設等」とい う。) の名称	施設等の 所在地	実施事業の内容	1					2					3					4					5					事 業 報 告 書 (自 令和〇〇年〇〇月〇〇日 至 令和〇〇年〇〇月〇〇日) 1 地域医療連携推進法人の概要 (1)～(9) (略) (10) 参加法人の概況 <table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>法人の 名称</th> <th>施設又は事業 所 (以下「施 設等」とい う。) の名称</th> <th>施設等の 所在地</th> <th>実施事業の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>2</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>3</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>4</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>5</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> (11)～(12) (略) 2 (略)					No.	法人の 名称	施設又は事業 所 (以下「施 設等」とい う。) の名称	施設等の 所在地	実施事業の内容	1					2					3					4					5				
No.	法人 又 <u>は個人</u> の名称	施設又は事業 所 (以下「施 設等」とい う。) の名称	施設等の 所在地	実施事業の内容																																																																	
1																																																																					
2																																																																					
3																																																																					
4																																																																					
5																																																																					
No.	法人の 名称	施設又は事業 所 (以下「施 設等」とい う。) の名称	施設等の 所在地	実施事業の内容																																																																	
1																																																																					
2																																																																					
3																																																																					
4																																																																					
5																																																																					

【改正後全文】

医政支発0217第1号

平成29年2月17日

医政支発0330第3号

平成30年3月30日

医政発1225第17号

令和2年12月25日

最終改正 医政支発0117第1号

令和6年1月17日

各都道府県医政主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局医療経営支援課長
(公 印 省 略)

地域医療連携推進法人の定款例について

平成27年9月28日に公布された「医療法の一部を改正する法律」（平成27年法律第74号）により医療法(昭和23年法律第205号。以下「法」という。)が改正され、地域医療連携推進法人制度については、本年4月2日から施行することとされたところである。

これに伴い、法第70条の2に規定する医療連携推進認定を受けようとする一般社団法人の定款例について別添のとおり定めたので、御了知の上、適正なる実施を期されたい。

別 添

地域医療連携推進法人（一般社団法人）の定款例	備考
一般社団法人〇〇会定款 第 1 章 名称及び事務所 （名称） 第 1 条 本法人は、一般社団法人〇〇〇〇と称する。 （事務所） 第 2 条 本法人は、主たる事務所を〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）〇〇番地に置く。	・ 本法人は、医療法第 70 条の 3 に基づく医療連携推進認定を受けた後も引き続き、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）に定める一般社団法人の要件等を満たす必要があること。（ただし、同法の規定のうち、医療法第 70 条の 16 の規定により適用除外となっている一般社団法人の名称使用の規定等を除く。）したがって、法人の状況によっては、本定款例に規定のない事項についても、法人法に基づいて定める必要があり得ること。 ・ 医療法の規定により定款に定めなければならない事項（以下「必須記載事項」という。）である。 ・ 都道府県知事より医療連携推進認定を受けた場合、定款例中の「一般社団法人」の表記については、医療法第 70 条の 5 第 2 項の規定により、「地域医療連携推進法人」へ定款変更したものとみなされるものであること。 ・ 必須記載事項 ・ 従たる事務所の所在地を以下のとおり記載することも可能 <例 1>

第 2 章 目的及び事業 (目的) 第 3 条 本法人は、医療連携推進方針に基づき、〇〇に関する医療連携推進業務を行い、地域医療構想の達成及び地域包括ケアシステムの構築に資することを目的とする。 (医療連携推進区域) 第 4 条 本法人の医療連携推進区域は、〇〇県〇〇市、〇〇市、〇〇町とする。 (医療連携推進業務) 第 5 条 本法人は、第 3 条の目的を達成するため、次の事業を行う。 (1) 医療従事者の資質向上に関する共同研修 (2) 医薬品・医療機器の共同購入の調整、その他の物資の共同購入 (3) 参加法人に対する資金の貸付け、債務の保証、基金を引き受ける者の募集 (4) 医療連携推進方針に沿った連携を推進するための〇〇事業 2 本法人は、参加法人等として個人が参加できることから、次の事業を行わない。 (1) 参加法人等が病院等に係る業務を行うのに必要な資金を調達するための支援として、資金の貸付け、債務の保証、基金を引き受ける者の募集 (2) 医療連携推進業務と関連する法人の株式または持	2 この法人は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。 <例 2> 2 この法人は、従たる事務所を〇〇県〇〇郡(市)〇〇町(村)〇〇番地に置く。 ・ 必須記載事項 ・ 必須記載事項 ・ 医療法第 70 条の 2 第 2 項第 2 号に基づき医療連携推進方針に記載した、病院等の機能分担や業務連携に関する事項を掲げること。 ・ 参加法人等として個人が参加できる場合は削除すること。 ・ 参加法人等として個人が参加できる場合は、必須記載事項
---	--

分を保有することにより、当該法人の事業活動を支配・管理する事業 <例 1> 第 6 条 本法人は、医療連携推進方針に沿った連携を推進するため、前条に掲げる事業のほか、〇〇に関する事業を行う。 <例 2> 第 6 条 本法人は、医療連携推進方針に沿った連携を推進するため、前条に掲げる事業のほか、医療連携推進業務と関連する〇〇の事業を行う法人の株式または持分を保有することにより、当該法人の事業活動を支配・管理する事業を行う。 第 7 条 本法人の開設する病院（診療所、介護老人保健施設、介護医療院、第一種社会福祉事業を行う施設及び事業所）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。 (1) 〇〇病院 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）〇〇番地 (2) 〇〇診療所 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）〇〇番地 (3) 〇〇園 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）〇〇番地 (4) 〇〇介護医療院 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）〇〇番地 2 本法人が〇〇市（町、村）から指定管理者として指定を受けて管理する病院（診療所、介護老人保健施設、介護医療院）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。 (1) 〇〇病院 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）〇〇番地 (2) 〇〇診療所	・① 医療法第 70 条の 2 第 4 項に基づき医療連携推進方針に記載した、病院等と介護施設等との業務連携、② 同法第 70 条の 8 第 2 項に基づく出資、③ 同条第 3 項に基づく病院等又は介護施設等の運営に関する事項等掲げること。 ・医療法第 70 条の 8 第 2 項に基づく出資を行う場合の記載 ・必須記載事項 ・医療法第 70 条の 8 第 3 項に基づき、本法人が直接開設する病院等（指定管理者として管理する病院等を含む。）又は介護事業施設等の名称及び開設場所を記載すること。
---	--

(法人の構成員) 第9条 本法人は、本法人の医療連携推進方針に賛同する以下の法人等であって、次条の規定により、本法人の社員となった者をもって構成する。 (1) 本法人の医療連携推進区域において、病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する法人 (2) 本法人の医療連携推進区域において、介護事業又は地域包括ケアシステムの構築に資する事業に係る施設又は事業所を開設又は管理する法人 (3) 本法人の医療連携推進区域において、病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する個人 (4) 本法人の医療連携推進区域において、介護事業又は地域包括ケアシステムの構築に資する事業に係る施設又は事業所を開設又は管理する個人 <例1> (5) (1)又は(2)の法人のうち、法第70条第1項の参加法人等になることを希望しない法人 <例2> (5) (1)から(4)の法人又は個人のうち、法第70条第1項の参加法人等になることを希望しない法人又は個人 (6) 本法人の医療連携推進区域において、医療従事者を養成する機関を開設する者 (7) 本法人の医療連携推進区域において、医療に関する業務を行う地方公共団体その他医療連携推進業務に関する業務を行う者	法上の用語である「社員」、「退社」等を用いているが、各法人の実情に応じて「会員」、「退会」などとすることも可能。この場合、「法律上の名称」と定款で使用する名称がどのような関係にあるかを定款上明確にする必要がある。 ・必須記載事項 ・介護事業だけでなく、薬局、見守り等の生活支援事業等を実施する営利を目的としない法人も含まれる。 ・介護事業だけでなく、薬局、見守り等の生活支援事業等を実施する営利を目的としない個人も含まれる。 ・参加法人等として個人が参加できない場合の記載 ・参加法人等として個人が参加できる場合の記載
---	---

(社員の資格の取得) 第 10 条 本法人の社員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を得なければならない。 2 本法人は、社員名簿を備え置き、社員の変更があるごとに必要な変更を加えなければならない。 第 11 条 以下の者については、社員としない。 (1) 本法人と利害関係を有する営利を目的とする団体の役員又は職員若しくは当該役員の配偶者若しくは三親等以内の親族 (2) 本法人と利害関係を有する営利事業を営む個人又は当該個人の配偶者若しくは三親等以内の親族 (3) 本法人の参加法人等と利害関係を有する営利を目的とする団体の役員又は職員 (4) 本法人の参加法人等と利害関係を有する営利事業を営む個人 (5) 前各号に掲げる者に類するもの (経費の負担) 第 12 条 本法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、社員になった時及び毎年、社員は、社員総会において別に定める額を支払う義務を負う。 <例 1> 第 13 条 第 9 条の(1)又は(2)の参加法人が、次に掲げる事項を決定するに当たっては、あらかじめ、本法人に意見を求めなければならない。 (1) 予算の決定又は変更 (2) 借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一	・ 必須記載事項 ・ 例えば、社員総会の承認を得ることとすることも可能 ・ 必須記載事項 ・ 経費の負担を生じさせる場合には定款に規定が必要（法人法第 27 条（経費の負担）） ・ 事業活動に経常的に生じる費用とは、本法人の本部運営に当たって発生する事務的経費等であり、医療連携推進業務に要する費用については、財源を別途確保する必要がある。 ・ 参加法人等として個人が参加できない場合の記載 ・ 必須記載事項 ・ 医療法第 70 条の 3 第 1 項第 18 号 ・ 意見を求める事項については、す
--	---

時の借入金を除く。)の借入れ (3) 事業に係る重要な資産の処分 (4) 事業計画の決定又は変更 (5) 定款又は寄附行為の変更 (6) 法人の合併又は分割 (7) 目的たる事業の成功の不能による解散又は事業の廃止 <例2> 第13条 第9条の(1)から(4)の参加法人等が、次に掲げる事項を決定するに当たっては、あらかじめ、本法人に意見を求めなければならない。 (1) 事業に係る重要な資産の処分 (2) 事業計画の決定又は変更 (3) 法人の合併又は分割 (4) 目的たる事業の成功の不能による解散又は事業の廃止 (任意退社) 第14条 社員は、社員総会において別に定める退社届を提出することにより、任意にいつでも退社することができる。 (除名) 第15条 社員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該社員を除名することができる。 (1) この定款その他の規則に違反したとき。 (2) 本法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。 (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。 (社員資格の喪失)	べてを具体的に明記すること。 (左欄(1)～(7)に掲げる事項は医療法第70条の3第1項第18号に掲げるものであり、すべて意見を求める事項としなければならない。) ・参加法人等として個人が参加できる場合の記載 ・必須記載事項 ・医療法第70条の3第1項第18号 ・意見を求める事項については、すべてを具体的に明記すること。 (左欄(1)～(4)に掲げる事項は医療法第70条の3第1項第18号に掲げるものであり、すべて意見を求める事項としなければならない。) ・退社の手続を定める場合には定款で規定が必要(法人法第28条(任意退社)) ・法人法第30条(除名)、第49条2項(社員総会の特別決議)
---	--

第 16 条 前 2 条の場合のほか、社員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。 (1) 第 12 条の支払義務を 2 年以上履行しなかったとき。 (2) 総社員が同意したとき。 (3) 当該社員が死亡し、又は解散したとき。 第 5 章 社員総会 (構成) 第 17 条 社員総会は、全ての社員をもって構成する。 (権限) 第 18 条 社員総会は、次の事項について決議する。 (1) 社員の除名 (2) 理事及び監事の選任又は解任 (3) 理事及び監事の報酬等の額 (4) 貸借対照表及び損益計算書の承認 (5) 定款の変更 (6) 解散及び残余財産の処分	・ 必須記載事項 ・ 法人法及び医療法の名称とは異なる通称名や略称を定款に使用する場合には、「法律上の名称」と定款で使用する名称がどのような関係にあるかを定款上明確にすることが必要 ・ 社員総会は法人法に規定する事項及び定款で定めた事項に限り決議することができる(法人法第 35 条第 2 項)。法人法の規定により社員総会の決議を必要とする事項について、社員総会以外の機関が決定することができることを内容とする定款の定めは効力を有せず(法人法第 35 条第 4 項)、社員総会以外の機関がその決定を覆すこととなるような定款の定めを設けることもできない。
--	--

(7) 基本財産の処分又は担保に供することに係る承認 (8) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項 (開催) 第 19 条 社員総会は、定時社員総会として毎年度〇月に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。 (招集) 第 20 条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。 2 総社員の議決権の 10 分の 1 以上の議決権を有する社員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。 (議長) 第 21 条 社員総会の議長は、 <例 1> 当該社員総会において社員の中から選出する。 <例 2> 代表理事がこれに当たる。 (議決権) 第 22 条 社員総会における議決権は、 <例 1> 社員 1 名につき 1 個とする。 <例 2> 社員〇〇につき〇個、社員〇〇につき〇個とする。	・ 定時社員総会は年に 1 回、毎事業年度終了後一定の時期に招集しなければならない（法人法第 36 条第 1 項）ため、開催時期を定めておくことが望ましい。他方、臨時社員総会は、いつでも招集することができる（法人法第 36 条第 2 項）。 ・ 法人法第 36 条、第 38 条（社員総会の招集） ・ 総社員の議決権の 10 分の 1 以上が必要とされるが、定款で 5 分の 1 以下の割合を定めることも可能（法人法第 37 条第 1 項） ・ 議長は社員総会の秩序を維持し、議事を整理し、また、命令に従わない者その他当該社員総会の秩序を乱す者を退場させることができる強い権限を有する（法人法 54 条）ため、その選出方法についても定めておくことが通例 ・ 定款で別段の定めをした場合を除き、社員は各 1 個の議決権を有する。また、<例 2>については、社員の議決権に関する定款の定
---	---

(決議) 第 23 条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。 (1) 社員の除名 (2) 監事の解任 (3) 定款の変更 (4) その他法令で定められた事項 3 第 1 項の規定にかかわらず、解散の決議は、総社員の 4 分の 3 以上に当たる多数をもって行う。 (議事録) 第 24 条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。	めが、①医療連携推進目的に照らし、不当に差別的な取扱いをしないものであること、②社員が当該一般社団法人に対して提供した金銭その他の財産の価額に応じて異なる取扱いをしないものであることのいずれも満たす場合のみ可能（医療法第 70 条の 3 第 1 項第 10 号） ・ 法人法第 49 条（社員総会の決議） ・ 総社員の議決権の 3 分の 2 以上が必要とされているが、定款によりこれを上回る割合を定めることも可能（法人法第 49 条第 2 項） ・ 解散については総社員の 4 分の 3 以上の賛成がなければ決議ができない（医療法第 70 条の 15 において準用する同法第 55 条第 2 項）が、定款により別段の定めをすることも可能 ・ 法人法第 57 条（議事録） ・ 法人法では、議決権の代理行使（第 50 条）、書面による議決権の行使（第 51 条）、電磁的方法による議決権の行使（第 52 条）、社員総会の決議の省略（第 58 条）、社員総会への報告の省略（第 59 条）等
--	---

第6章 役員 (役員の設置) 第25条 本法人に、次の役員を置く。 (1) 理事 ○名以上○名以内 (2) 監事 ○名以内 2 理事のうち1名を代表理事とする。 (役員の選任) 第26条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。 2 理事及び監事を選任するに当たって、それに含まれる各役員の親族等の数は、役員の総数の3分の1を超えてはならない。 3 代表理事は、理事会の決議によって理事の中から選任する。 4 理事又は監事のうち、その定数の5分の1を超える者が欠けたときは、1月以内に補充しなければならない。	が定められており、その手続について定款に規定しておくことも可能 ・「役員に関する規定」は必須記載事項 ・法人法の名称と異なる通称名や略称を定款に使用する場合（例えば、代表理事を「理事長」と表記するような場合）には、「法律上の名称」と定款で使用する名称がどのような関係にあるのかを定款上明確にする必要がある。 ・理事は3名以上、監事は1名以上置かなければならない（医療法第70条の3第1項第13号）。 ・理事会は、理事の中から代表理事を選定しなければならない（法人法第90条第3項）。 ・各役員の親族等とは、次に掲げる者とする。 ① 役員のいずれか1人 ② ①に掲げる者の配偶者及び三親等以内の親族 ③ ①に掲げる者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者 ④ ①に掲げる者の使用人及び使用人以外の者で当該役員から受ける金銭その他の財産によ
--	--

第 27 条 以下の者については、役員としない。 (1) 本法人と利害関係を有する営利を目的とする団体の役員又は職員若しくは当該役員の配偶者若しくは三親等以内の親族 (2) 本法人と利害関係を有する営利事業を営む個人又は当該個人の配偶者若しくは三親等以内の親族 (3) 本法人の参加法人等と利害関係を有する営利を目的とする団体の役員又は職員 (4) 本法人の参加法人等と利害関係を有する営利事業を営む個人 (5) 前各号に掲げる者に類するもの (役員の職務及び権限) 第 28 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。 2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、本法人を代表し、その業務を執行する。 3 代表理事は、 ＜例 1＞毎事業年度に 3 箇月に 1 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。 ＜例 2＞毎事業年度に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。	て生計を維持しているもの ⑤ ③又は④に掲げる者の親族でこれらの者と生計を一にしているもの ・代表理事の選定及び解職は、認定都道府県知事の認可を受けなければならない（医療法第 70 条の 19 第 1 項）。 ・必須記載事項 ・理事は理事会において一定の取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない（法人法第 84 条、第 92 条）。 ・法人法上、代表理事は、3 箇月に 1 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。この報告は現実に開催された理事会において行わなければならない。報告の省略をすることはできない（法人法第 98 条第 2 項）。なお、報告の頻度については、定款で毎事業年度に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上とするこ
---	--

4 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。また、監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。 (役員の任期) 第 29 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。 2 監事の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。 3 補欠として選任された役員の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。 4 理事又は監事は、第 25 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。 (役員の解任) 第 30 条 役員は、社員総会の決議によって解任することができる。 (役員の報酬等) <例 1> 第 31 条 理事及び監事に対して、<例：社員総会において定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を>報酬等として支給することができる。 <例 2> 第 31 条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、<例：社員総会において定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を>報酬等として支給することができる。	とも可能（法人法第 91 条第 2 項） ・法人法第 99 条第 1 項、第 2 項（監事の権限） ・理事の任期は定款又は社員総会の決議によって短縮することが可能（法人法第 66 条） ・監事の任期は 2 年を超えることができない（医療法第 70 条の 12 において準用する同法第 46 条の 5 第 9 項）。 ・法人法第 75 条第 1 項（役員に欠員を生じた場合の措置） ・法人法第 70 条第 1 項（解任） ・監事を解任する場合は特別決議が必要（法人法第 49 条第 2 項） ・理事及び監事の報酬について、定款でその額を定めていないときは、社員総会の決議によって定める必要がある（法人法第 89 条、第 105 条第 1 項）。 ・法人法では、代表理事に欠員が生じた場合の措置（第 79 条）、理事の職務執行状況の報告（第 91 条第 2 項）等が定められており、その手続について定款に規定して
---	--

第 7 章 理事会 (構成) 第 32 条 本法人に理事会を置く。 2 理事会は、全ての理事をもって構成する。 (権限) 第 33 条 理事会は、次の職務を行う。 (1) 本法人の業務執行の決定 (2) 理事の職務の執行の監督 (3) 代表理事の選定及び解職 第 34 条 代表理事の選定及び解職は、認定都道府県知事の認可をもって、その効力を生じる。ただし、代表理事を再任する場合については、この限りでない。 (招集) 第 35 条 理事会は各理事が招集する。 2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。 (決議) 第 36 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。 2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。	おくことも可能 ・「理事会に関する規定」は必須記載事項 ・医療法第 70 条の 3 第 1 項第 15 号 ・法人法第 90 条第 2 項 ・医療法第 70 条の 19 第 1 項 ・原則として、各理事が理事会を招集するが、理事会を招集する理事を定款又は理事会で定めることも可能（法人法第 93 条第 1 項） ・過半数を上回る割合を定款で定めることも可能（法人法第 95 条第 1 項） ・特別の利害を有する理事が、議決に加わることはできない（法人法第 95 条第 2 項）。 ・理事会については、代理人による議決権の行使、書面による議決権の行使は認められない。 ・可否同数の場合に、議長に 2 票を
--	--

(議事録) 第 37 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。 2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。 第 8 章 地域医療連携推進評議会 (構成) 第 38 条 本法人に地域医療連携推進評議会を置く。 2 地域医療連携推進評議会は、医療又は介護を受ける立場にある者、診療に関する学識経験者の団体その他の関係団体、学識経験を有する者その他の関係者をもって構成する。 3 地域医療連携推進評議会の定員は、○人以内とする。 4 地域医療連携推進評議会の構成員は、社員総会において、第 2 項に掲げる者の中から選任する。 (権限)	与えることになるような定款の定めをすることは不可 ・理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす旨を定款に定めることができる（法人法第 96 条）。 ・定款で、記名押印する者を、当該理事会に出席した代表理事及び監事とすることも可能（法人法第 95 条第 3 項） ・必須記載事項 ・例えば、理事会において選任することも可能
---	---

第 39 条 地域医療連携推進評議会は、本法人が第 13 条の意見を述べるに当たり、本法人に対し、必要な意見を述べることができる。 2 地域医療連携推進評議会は、参加法人等が開設する病院等の機能分担及び業務連携の目標に照らし、本法人の業務の実施の状況について評価を行い、必要があると認めるときは、社員総会及び理事会において意見を述べることができる。 3 本法人は、前項の意見を尊重するものとする。 (開催) 第 40 条 地域医療連携推進評議会は、毎年度〇月に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。 (招集) 第 41 条 地域医療連携推進評議会は、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。 2 地域医療連携推進評議会の構成員は、代表理事に対し、地域医療連携推進評議会の目的である事項及び招集の理由を示して、地域医療連携推進評議会の招集を請求することができる。 第 9 章 資産及び会計 第 42 条 本法人の資産は次のとおりとする。 (1) 設立当時の財産 (2) 設立後寄附された金品 (3) 事業に伴う収入 (4) その他の収入 2 本法人の設立当時の財産目録は、主たる事務所において備え置くものとする。 第 43 条 本法人の資産のうち、次に掲げる財産を基本財産とする。	・ 必須記載事項 ・ 前条第 1 項及び第 2 項の意見を述べるために、あらかじめ開催時期や招集方法を定めておくことが望ましい。 ・ 「資産及び会計に関する規定」は必須記載事項
--	---

4 本法人は、財産目録、貸借対照表及び損益計算書について、公認会計士又は監査法人（以下「公認会計士等」という。）の監査を受けなければならない。 5 本法人は、前2項の監事及び公認会計士等の監査を受けた事業報告書等について、理事会の承認を受けなければならない。 ＜例2＞ 4 本法人は、前項の監事の監査を受けた事業報告書等について、理事会の承認を受けなければならない。 第47条 本法人の理事は、前条第5項（又は第4項）の承認を受けた事業報告書等を社員総会に提出しなければならない。 2 本法人の理事は、前項の社員総会の招集の通知に際して、社員に対し、前条第5項の承認を受けた事業報告書等を提供しなければならない。 3 第1項の規定により提出された貸借対照表及び損益計算書は、社員総会の承認を受けなければならない。 4 本法人の理事は、第1項の規定により提出された事業報告書等（貸借対照表及び損益計算書を除く。）の内容を社員総会に報告しなければならない。 第48条 本法人は、前条第3項の承認を受けた貸借対照表及び損益計算書を公告しなければならない。 第49条 本法人は、次に掲げる書類を主たる事務所に備えて置き、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。 (1) 事業報告書等、監事の監査報告書及び定款	・医療法第70条の14に規定する特定地域医療連携推進法人以外の法人の場合の記載 ・事業報告書等については、監事の監査が必要であり、そのうち、財産目録、貸借対照表及び損益計算書については、公認会計士等の監査も必要 ・医療法第70条の14に規定する特定地域医療連携推進法人の場合の記載 ・事業報告及び決算については、医療法第70条の14において準用する同法第51条の2の規定に基づき、定められた書類に関して社員総会における承認、報告が必要 ・医療法第70条の14において準用する同法第51条の3（公告） ・事業報告及び決算については、定められた書類に関して備え置き、閲覧に供することが必要（医療法第70条の14において準用する同
--	---

(2) 公認会計士等の監査報告書 2 本法人は、社員総会の日から1週間前の日から5年間、事業報告書等（財産目録を除く。）、監事の監査報告書及び公認会計士等の監査報告書を主たる事務所に備え置かなければならない。 3 本法人は、第1項の書類の写しを従たる事務所に備えて置き、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。 4 本法人は、社員総会の日から1週間前の日から3年間、事業報告書等（財産目録を除く。）の写し、監事の監査報告書の写し及び公認会計士等の監査報告書の写しを従たる事務所に備え置かなければならない。 第50条 本法人は、毎会計年度終了後3月以内に、事業報告書等、監事の監査報告書及び公認会計士等の監査報告書を認定都道府県知事に届け出なければならない。 第51条 決算の結果、剰余金を生じたとしても、配当してはならない。 （医療連携推進目的取得財産残額の算定） 第52条 代表理事は、毎事業年度、当該事業年度の末日における医療連携推進目的取得財産残額を算定し、財産目録に記載するものとする。	法第51条の4） ・医療法第70条の14に規定する特定地域医療連携推進法人の場合は「公認会計士等の監査報告書」は不要。 ・主たる事務所においては原本を5年間、従たる事務所においては、その写しを3年間備え置く必要がある。 ・医療法第70条の14に規定する特定地域医療連携推進法人の場合は、「公認会計士等の監査報告書」は不要。 ・医療法第70条の14において準用する同法第52条 ・医療法第70条の14に規定する特定地域医療連携推進法人の場合は、「公認会計士等の監査報告書」は不要。 ・医療法第70条の14において準用する同法第54条
--	---

第 10 章 定款の変更及び解散 (定款の変更) 第 53 条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。 第 54 条 この定款の変更は、認定都道府県知事の認可をもって、その効力を生じる。 第 55 条 本法人は、事務所の所在地又は公告の方法に係る定款の変更をしたときは、遅滞なく、その旨を認定都道府県知事に届け出なければならない。 (解散) 第 56 条 本法人は、次の事由によって解散する。 (1) 目的たる業務の成功の不能 (2) 社員総会の決議 (3) 社員の欠亡 (4) 破産手続開始の決定 2 本法人は、総社員の 4 分の 3 以上の賛成がなければ、前項第 2 号の社員総会の決議をすることができない。 3 第 1 項第 1 号又は第 2 号の事由により解散する場合は、認定都道府県知事の認可を受けなければならない。 第 57 条 本法人が解散したときは、破産手続開始の決定による解散の場合を除き、理事がその清算人となる。ただし、社員総会の議決によって理事以外の者を選任することができる。 2 清算人は、社員の欠亡による事由によって本法人が解散した場合には、認定都道府県知事にその旨を届け出なければならない。 3 清算人は、次の各号に掲げる職務を行い、又、当該職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。 (1) 現務の結了	・ 必須記載事項 ・ 定款を変更する場合は特別決議が必要（法人法第 49 条第 2 項、第 146 条） ・ 医療法第 70 条の 14 において準用する同法第 54 条の 9 ・ 医療法第 70 条の 18 第 1 項において準用する同法第 54 条の 9 第 5 項 ・ 必須記載事項
---	--

(2) 債権の取立て及び債務の弁済 (3) 残余財産の引渡し (医療連携推進認定の取消し等に伴う贈与) 第 58 条 本法人が医療連携推進認定の取消しの処分を受けた場合には、社員総会の決議を経て、医療連携推進目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該医療連携推進認定の取消しの日から 1 箇月以内に、国若しくは地方公共団体、公的医療機関の開設者（医療法第 31 条に定める公的医療機関の開設者をいう。以下同じ。）、財団たる医療法人又は社団たる医療法人であって持分の定めのないものに贈与するものとする。 (残余財産の帰属) 第 59 条 本法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、国若しくは地方公共団体、公的医療機関の開設者、財団たる医療法人又は社団たる医療法人であって持分の定めのないものに贈与するものとする。 第 11 章 公告の方法 (公告の方法) 第 60 条 本法人の公告は、 ＜例 1＞官報に掲載する方法 ＜例 2＞〇〇県において発行する〇〇新聞に掲載する方法 ＜例 3＞電子公告により行う。 ＜例 3 の場合＞ 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、 ＜例 4＞官報 ＜例 5＞〇〇県において発行する〇〇新聞に掲載する方法による。	・ 必須記載事項 ・ 本法人が、公益認定法第 4 条の公益認定を受けた者である場合、本条は適用しない。 ・ 必須記載事項 ・ 本法人が、公益認定法第 4 条の公益認定を受けた者である場合、本条は適用しない。 ・ 必須記載事項
---	--

第 12 章 雑則 第 61 条 この定款の施行細則は、理事会及び社員総会の議決を経て定める。 附則 1 本法人の設立時社員の名称又は氏名及び住所は、次のとおりである。 ○県○市○町○丁目○番○号 ○法人○会 ○県○市○町○丁目○番○号 ○法人○会 ○県○市○町○丁目○番○号 ○○ ○○ 2 本法人の設立時役員の氏名及び住所は、次のとおりである。 代表理事 ○県○市○町○丁目○番○号 ○法人○会 ○○ ○○ 理事 ○県○市○町○丁目○番○号 ○法人○会 ○○ ○○ ・ ・ ・ 監事 ○県○市○町○丁目○番○号 ○○ ○○	・ 必須記載事項
---	-----------------

【改正後全文】

医政支発0217第3号

平成29年2月17日

医政支発0329第2号

平成31年3月29日

医政発1225第17号

令和2年12月25日

最終改正 医政支発0117第1号

令和6年1月17日

各都道府県医政主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局医療経営支援課長
（公 印 省 略）

地域医療連携推進法人の事業報告書等の様式について

医療法（昭和23年法律第205号）第70条の14において準用する同法第51条第1項に規定する事業報告書等及び医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第33条の2の3に規定する監事の監査報告書の様式について下記のとおり定めたので、御了知の上、適正なる実施を期されたい。

記

- 別添1 事業報告書
- 別添2 関係事業者との取引の状況に関する報告書
- 別添3 法第70条第2項第3号に規定する支援の状況に関する年度報告書
- 別添4 法第70条の8第2項に規定する出資の状況に関する年度報告書
- 別添5 監事監査報告書

事業報告書

(自 令和〇〇年〇〇月〇〇日 至 令和〇〇年〇〇月〇〇日)

1 地域医療連携推進法人の概要

(1) 地域医療連携推進法人の名称

地域医療連携推進法人〇〇〇〇

(2) 事務所の所在地

〇〇県〇〇市〇〇

注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること

(3) 医療連携推進区域

〇〇〇〇

(4) 一般社団法人設立年月日

平成・令和〇〇年〇〇月〇〇日

(5)-1 都道府県知事認定年月日

平成・令和〇〇年〇〇月〇〇日

(5)-2 設立登記年月日

平成・令和〇〇年〇〇月〇〇日

(6) 社員の構成

氏名又は名称	議決権数
合計	

(7) 役員の構成

職名	氏名	備考
代表理事		
理 事		

同		
同		
同		
同		
同		
監 事		
同		

注：備考欄には、役員の略歴を記載すること。

(8) 従業員等の人数

従業員数	人
受入出向者数	人

(9) 地域医療連携推進評議会の構成員

氏名	備考

注：評議員については、備考欄に評議員の選任理由を記載すること。(医療法第70条の3第16号参照)

(10) 参加法人等の概況

No.	法人又は個人の 名称	施設又は事業所 (以下「施設等」 という。)の名称	施設等の所在地	実施事業の内容
1				
2				
3				
4				
5				

(11) 病院等の参加施設の概況

(単位：千円)

No.	施設の 名称	施設の 種類	許可 病床数	事業収益	事業費用	会計 年度	総資産
1			床				
2			床				
3			床				
4			床				
5			床				
6			床				

注1：介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

注2：地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載する。

注3：当該地域医療連携推進法人自身が施設を開設することがある場合には、当該施設についても記載すること。

注4：参加法人が、当該施設の総資産を把握していない場合には、法人全体の金額を掲記し、その旨を注記すること。

(12) 介護事業等地域包括ケアシステムに資する事業を行う施設等がある場合の概況

(単位：千円)

No.	施設等の 名称	施設等の 種類	定員	事業収益	事業費用	会計 年度	総資産
1			人				
2			人				
3			人				
4			人				

注1：当該地域医療連携推進法人自身が施設等を開設し、又は管理することがある場合には、当該施設等についても記載すること。

注2：参加法人が、当該施設等の総資産を把握していない場合には、法人全体の金額を掲記し、その旨を注記すること。

2 事業の概要

(1) 医療連携推進に資する事業

.....
.....
.....

(2) 介護事業その他地域包括ケアの推進に資する事業

.....
.....

(3) その他の事業

.....
.....

(4) 地域医療連携推進評議会による業務の評価結果及び地域医療連携推進法人の対応状況

.....

(5) 当該会計年度内に社員総会、理事会で議決又は同意した事項

令和	年	月	日	令和〇〇年度決算の決定
令和	年	月	日	定款の変更
令和	年	月	日	社員の入社及び除名
令和	年	月	日	理事、監事の選任、辞任の承認

(6) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

令和	年	月	日
令和	年	月	日
令和	年	月	日

(7) その他

.....

※本事業報告書には、以下の書類を添付すること。添付書類には、当該地域医療連携推進法人の最終会計年度の末日時点の内容を記載すること。

(1) 医療連携推進方針

(2) 医療法第70条の3第1項各号に掲げる基準に適合することを証する書類

(3) 医療法第70条の4第1号イからニまでのいずれにも該当しないことを証する書類

医療法第70条の4第2号及び第3号のいずれにも該当しないことを証する書類

(4) 表明・確約書（新たに入社した者に限る。）

別添 2

法人名

所在地

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業内容	関係事業者 との関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

注：「関係事業者との関係」欄について、社員との取引である場合には、社員である旨及び当該社員の有する地域医療連携推進法人の議決権割合を記載すること。

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

注：「関係事業者との関係」欄について、社員との取引である場合には、社員である旨及び当該社員の有する地域医療連携推進法人の議決権割合を記載すること。

法第 70 条第 2 項第 3 号に規定する支援の状況に関する年度報告書

(令和 年 月 日から令和 年 月 日まで)

1. 法人の概要

名 称	
代表者氏名	
所 在 地	
設立年月日	
資本金(基本金)	千円
事業概要	

2. 支援の種類

☐ 資金の貸付☐ 債務の保証☐ 基金を引受ける者の募集

3. 支援の年月日

令和 年 月 日

4. 支援の目的

.....

5. 支援の金額

〇〇〇円

6. 貸付利率

〇%

※支援に関する契約書を添付すること。

法第 70 条の 8 第 2 項に規定する出資の状況に関する年度報告書

(令和 年 月 日から令和 年 月 日まで)

1. 出資を受ける事業者の概要

名 称	
代表者氏名	
所 在 地	
設立年月日	
資本金(基本金)	千円
設立目的	

2. 組織人員

役員	理事又は取締役	監事・監査役	計
常勤	名	名	名
非常勤	名	名	名
計	名	名	名

職員	計
正規職員	名
臨時職員	名
パート職員等	名
計	名

3. 主な事業

医療連携推進区域：○○○
(1)
(2)
(3)
(4)
(5)
(6)

4. 事業実績（概要）

①.....
②.....
③.....

5. 配当の時期

※出資を受ける事業者の貸借対照表及び損益計算書を添付すること。

監 事 監 査 報 告 書

地域医療連携推進法人〇〇

代表理事 〇〇 〇〇 殿

私（注 1）は、地域医療連携推進法人〇〇の令和〇〇会計年度（令和〇〇年 4 月 1 日から令和〇〇年 3 月 31 日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私（注 1）は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書及び附属明細表（注 2）の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

地域医療連携推進法人〇〇〇〇

監事 〇〇 〇〇

注 1：監事が複数の場合には、「私たち」とする。

注 2：関係事業者との取引がある地域医療連携推進法人については、「関係事業者との取引の状況に関する報告書」、参加法人に対する資金の貸付けを行う地域医療連携推進法人については、「法第 70 条第 2 項第 3 号に規定する支援の状況に関する年度報告書」、出資を行う地域医療連携推進法人は、「法第 70 条の 8 第 2 項に規定する出資の状況に関する年度報告書」をそれぞれ含めるものとする。

事 務 連 絡
令和 6 年 3 月 29 日

公益社団法人日本医師会 御中

厚生労働省医政局医療経営支援課

地域医療連携推進法人制度について（Q & A 第 2 版）

平素より、医療行政の推進に多大なるご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

標記のことについて、別添のとおり各都道府県衛生主管部（局）宛てに事務連絡を発出いたしましたので、貴会におかれましては、御了知の上、貴会傘下の関係者へ適宜周知していただきますようお願いいたします。

事 務 連 絡
令 和 6 年 3 月 29 日

各都道府県衛生主管部（局）御中

厚生労働省医政局医療経営支援課

地域医療連携推進法人制度について（Q & A 第2版）

地域医療連携推進法人の認定等に関しては、格別のご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

令和5年5月19日に公布された「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」（令和5年法律第31号）により医療法（昭和23年法律第205号）が改正され、地域医療連携推進法人制度の一部見直しについて、令和6年4月1日から施行されます。

これを受け、地域医療連携推進法人制度についてのQ & Aを更新しましたので、ご了知いただきますようお願いいたします。

「地域医療連携推進法人制度について（Q & A）」（平成29年4月20日付厚生労働省医政局医療経営支援課事務連絡）から、修正及び追記を行った部分に下線を付しております。

目 次

(別添 1)

- ・ 入社・退社・・・・・・・・・・・・・・・・・・ Q 1
- ・ 参加法人等・・・・・・・・・・・・・・・・・・ Q 2
- ・ 代表理事・・・・・・・・・・・・・・・・・・ Q 3
- ・ 理事・・・・・・・・・・・・・・・・・・ Q 4
- ・ 監事・・・・・・・・・・・・・・・・・・ Q 5
- ・ 医療連携推進方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・ Q 6、7、8
- ・ 地域医療連携推進評議会役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・ Q 9
- ・ 認定・・・・・・・・・・・・・・・・・・ Q10、11
- ・ 名称変更・・・・・・・・・・・・・・・・・・ Q12
- ・ 病院等の開設確認・・・・・・・・・・・・・・・・・・ Q13
- ・ 参加法人等への意見・・・・・・・・・・・・・・・・・・ Q14、15、16、17

(別添 2)

- ・ 会計年度・・・・・・・・・・・・・・・・・・ Q 1
- ・ 地域医療連携推進法人会計基準の適用・・・・・・・・・・・・・・・・・・ Q 2
- ・ 公認会計士等による監査の対象法人・・・・・・・・・・・・・・・・・・ Q 3
- ・ 公認会計士等による監査の対象期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・ Q 4、Q 4－2
- ・ 税務上の取り扱い・・・・・・・・・・・・・・・・・・ Q 5
- ・ 貸借対照表の内訳表の作成・・・・・・・・・・・・・・・・・・ Q 6
- ・ 会計上の変更及び過去の誤謬の修正・・・・・・・・・・・・・・・・・・ Q 7
- ・ 資産除去債務に関する会計基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・ Q 8
- ・ 出資に係る収益の医療連携推進業務会計への計上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ Q 9

地域医療連携推進法人制度について（Q & A）【入社・退社】

Q 1 地域医療連携推進法人の設立後、参加法人等（及び参加施設）を新たに加えたり、脱退させたりする意思決定や手続きは、社員の入社・退社に係る定款例第4章に従えばよいのか。他に必要な決議要件や手続きはないのか。

A 定款例については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び医療法の規定に沿って例示したものであり、必ずしもこのとおりである必要はないが、これらの法の規定に沿って対応していただく必要がある。

【参加法人等】

Q 2 「介護事業等」には薬局が該当すると規定されているが、この場合の薬局には株式会社の開設している薬局は当然含まれないということか。

A 非営利法人であることが条件のため、株式会社立の薬局は含まれない。

【代表理事】

Q 3 一般社団法人では複数の代表理事を置くことが可能となっているが、医療法第70条の3第1項第14号においては「代表理事を1人置いているものであること。」となっていることから、地域医療連携推進法人の代表理事は1名（複数名は置けない）ということか。

A 代表理事は1名となる。

【理事】

Q 4 認定基準において「理事のうち少なくとも一人は、診療に関する学識経験者の団体の代表者その他の医療連携推進業務の効果的な実施のために必要な者として厚生労働省令で定める者であるものであること。」とされているが、この「診療に関する学識経験者の団体」とは具体的にどのような団体を指すのか。

A 都道府県や郡市区の区域を単位として設立された医師会、歯科医師会が考えられる。

【監事】

Q 5 医療法第 70 条の 12 において準用する同法第 46 条の 5 第 9 項において、監事の任期については 2 年とされているが、定時社員総会の終結の時までを任期とする規定は医療法上ないことから、定時社員総会の日程が年によって違う場合、監事がいない状態になるのではないか。

A 監事の選任については、当然ながら不在期間が生じないように注意していただく必要があるが、仮に定数に足りなくなる場合は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 75 条第 1 項に基づき、前任の監事は後任者が就任するまでその業務に当たることとなる。（定款例第 29 条第 4 項及び同項の備考欄参照）

【医療連携推進方針】

Q 6 医療連携推進方針については、医療連携推進区域や機能分担・業務連携に関する事項等、地域医療連携推進法人が活動するに当たっての重要事項が定められたものであり、認定時に審査対象となるものであるが、認定後に当該方針を変更する場合、都道府県への認可申請等が必要になるのか。

A 医療連携推進方針の変更については、都道府県の認可等は不要であるが、医療連携推進方針の変更により医療連携推進区域や医療連携推進業務等を変更することとなれば、定款を変更する必要が生ずる。この場合、認定都道府県においてはその内容を審査した上で定款の変更認可をすることとなる。

Q 7 医療連携推進方針を変更する場合は、社員総会において決議する必要があるのか。

A 社員総会において決議するかどうかを含め、機関決定等の形式は当該地域医療連携推進法人において適切に決定していただく必要がある。ただし、医療連携推進方針は地域医療連携推進法人の運営の根幹をなす重要なものであることから、例えば、代表理事のみの判断で当該方針を変更して他の者が関与することのないような形式は、望ましくない。

Q 8 地域医療連携推進法人の運営が、医療連携推進方針の内容に反して行われている場合、都道府県はどのような対応をとることができるのか。

A 地域医療連携推進法人の監督に関しては医療法人に係る規定を準用しており、認定都道府県知事は、その運営状況に応じて、報告徴収や立入検査、改善措置命令等を実施することができる。

【地域医療連携推進評議会の役割】

Q 9 地域医療連携推進評議会は、地域医療連携推進法人においてどのような役割を果たすのか。

A 地域医療連携推進評議会は、医療法上は

- ・参加法人等へ意見を述べる地域医療連携推進法人に対して必要な意見を述べること
- ・地域医療連携推進法人の業務の実施状況に関して評価を行い、必要に応じて意見を述べること

が権能とされているが、これらの医療法上の権能にとどまらず、地域関係者の意見を法人運営に反映するため、地域医療連携推進法人の業務の実施に関する重要な方針の決定や地域医療連携推進法人の運営の根幹をなす医療連携推進方針の変更等の場面において地域医療連携推進評議会の意見を聴くことが望ましい。

【認定】

Q10 認定申請書の添付書類のうち、別添3「医療法第70条の3第1項各号に掲げる基準に適合することを証する書類」の「経理等に関する明細表」において、直近に終了した会計年度の末日現在の金額等を記載する箇所があるが、一般社団法人の設立から間もないため初年度の会計年度が終了していない場合、どの時点で作成すればよいか。

A 認定申請時の状況を記載することで差し支えない。

Q11 参加法人等の追加や脱退等により、認定基準の適合状況（事業比率や参加法人等の議決権割合）に変動があった場合、何らかの行政手続きが必要となるのか。

A 社員の議決権の数等、定款に定めた事項に変更が生じることとなれば、定款変更の認可申請が必要となる。なお、参加法人等の脱退等により地域医療連携推進法人の状況に変動があったとしても、認定基準については満たし続ける必要がある。

認定都道府県においては、毎年度の事業報告書とその添付書類により適合状況を確認することとなる。また、必要に応じて都道府県は監督することができる。

【名称変更】

Q12 医療法第70条の5第2項において、医療連携推進認定により地域医療連携推進法人はその名称について定款変更を行ったとみなす規定があるが、一方で、登記上は名称変更することが義務づけられている。

これにより、定款上の名称と登記上の名称が異なる状態となってしまうのではないか。

A 医療連携推進認定を受けた場合、既存の定款にある名称のうち「一般社団法人」については「地域医療連携推進法人」へ変更する定款変更を行ったものとみなされるが、実際の定款の表記については「地域医療連携推進法人」へ自動的に書き換わるものではない。ただし、認定後、地域医療連携推進法人の判断により、実際の定款の表記を「地域医療連携推進法人」へ書き換えることは問題なく、この方法により、定款上の名称と登記上の名称を便宜的に同一とすることが望ましい。

【病院等の開設確認】

Q13 医療法第70条の8第3項において、認定都道府県知事はあらかじめ医療連携推進業務の実施に支障のないことについて確認することとされているが、どのような観点から確認するのか。

- A 確認をする際の観点として、例えば、
- ・当該病院等を開設する目的
 - ・その目的が医療連携推進業務と関連しているか
 - ・関連していない場合、医療連携推進業務のみで事業比率50%を超えることができるか
 - ・開設する病院等の機能が、例えば地域医療構想において当該地域に必要なものとされているか
- 等があり、こうした観点をもとに、人材面や資金面等も含めて医療連携推進業務の実施に支障がないことを確認することとなる。

【参加法人等への意見】

Q14 医療法第70条の3第1項第18号において、地域医療連携推進法人の認定基準として、「参加法人等が次に掲げる事項（その定款に第70条第2項第3号に掲げる業務及び出資を行わない旨を定めている一般社団法人については、イ、ロ及びホに掲げる事項を除く。）その他重要な事項を決定するに当たっては、あらかじめ、当該一般社団法人に意見を求めなければならないものとする旨を定款で定めているものであること」とされ、予算の決定又は変更等が掲げられていることに関し、「あらかじめ当該一般社団法人に意見を求める」とは、具体的にどのような内容を指すのか。

- A 参加法人等における予算の決定又は変更等の機関決定より前に、なんらかの形で当該一般社団法人（地域医療連携推進認定を受けた後においては、地域医療連携推進法人。以下同じ。）としての意見を聴くプロセスを経ることをいう。この場合において、当該一般社団法人の意見については法的拘束力ではなく、参加法人等においては、医療連携推進方針を共有しながら当該一般社団法人に参加していることを踏まえつつ、適切に判断することが求められる。

なお、当該一般社団法人の定款に、参加法人等が病院等に関する業務を行うのに必要な資金を調達するための支援として資金の貸付け、債務の保証及び基金を引き受ける者の募集、並びに出資を行わない旨を定めている場合は、参加法人等が当該一般社団法人に対して意見を求めなければならない

ない重要な事項から、①予算の決定又は変更、②借入金の借入れ、③定款又は寄附行為の変更について除くことができる。

Q15 当該一般社団法人としての意見は社員総会において決定する必要があるのか。

A 当該一般社団法人としての意見を参加法人等に対して適切に述べることができるものであれば、機関決定等の形式は当該一般社団法人において決定していただいて差し支えない。

Q16 当該一般社団法人に意見を求めるタイミングについて、どのように考えるか。

A 参加法人等が当該一般社団法人に意見を聴くタイミングは必ずしも参加法人等における機関決定の直前である必要はない。例えば、参加法人等において原案を作成した段階で当該一般社団法人に意見を聴く方法、参加法人等における議論に当該一般社団法人の役員等が出席し、当該一般社団法人の意見を代表して述べる方法等が考えられる。

なお、当該一般社団法人の意見を聴いた後に原案が大きく変更された場合には再度当該一般社団法人の意見を聴く手続を取るなど、参加法人等が地域医療連携推進方針を共有しながら当該一般社団法人に参加していることを踏まえた適切な対応が求められる。

また、いずれの場合であっても、地域医療連携推進評議会が当該一般社団法人に対して必要な意見を述べることができるよう、当該一般社団法人は事前に地域医療連携推進評議会に意見を聴くこととなる。

Q17 広域的に病院等を運営するような大規模な法人が参加法人等である場合に、参加法人等の全ての予算等についても意見を求める必要があるのか。

A 当該一般社団法人内で合意されている場合には、

- ・ 参加法人等において、病院等又は介護施設等の運営に係るものを含む予算又は事業計画が明確に区分されている場合には、予算又は事業計画の決定について、当該区分された予算又は事業計画について意見を聴くことで足りる。
- ・ また、予算及び事業計画の変更、借入金の借入れ、重要な資産の処分及び定款又は寄附行為の変更については、参加法人等が当該一般社団法人の医療連携推進区域において開設・管理する病院等又は介護施設等に係るものの意見を聴くことで足りる。

ただし、これらの場合にあっても、当該参加法人等全体の運営に影響を及ぼす重大なものについてはあらかじめ意見を聴く必要がある。

地域医療連携推進法人会計基準等について (Q & A)

【会計年度】

Q 1 3月31日決算日の一般社団法人が、X 1 年 10 月 1 日に地域医療連携推進法人の認定を受けた場合、X 1 年 4 月 1 日から X 1 年 9 月 30 日までであった会計年度を区切って決算処理をしなければならないか。

A 当該会計年度において、地域医療連携推進法人の認定の前後の期間を通算して財務諸表を作成する。

【地域医療連携推進法人会計基準の適用】

Q 2 3月31日決算日の一般社団法人が、従来から公益法人会計基準を適用してきたところ、X 1 年 10 月 1 日に地域医療連携推進法人の認定を受けた。この場合、認定を受けた以降の期間 (X 1 年 10 月 1 日以降の期間) について地域医療連携推進法人会計基準を適用することになるのか、それとも、認定を受けた会計年度の期首 (X 1 年 4 月 1 日) に遡って地域医療連携推進法人会計基準を適用することになるのか。

A 地域医療連携推進法人として認定を受けた一般社団法人については、地域医療連携推進法人会計基準 (平成 29 年 3 月 21 日厚生労働省令第 19 号) 第 1 条の規定により、地域医療連携推進法人会計基準の適用が義務付けられるため、地域医療連携推進法人の認定を受けた会計年度の期首 (X 1 年 4 月 1 日) から地域医療連携推進法人会計基準を適用することになる。

地域医療連携推進法人の認定を受けるまでの期間の損益は、内容に応じて、その他業務会計または法人会計に適切に区分経理することになる。なお、地域医療連携推進法人への移行を検討している一般社団法人については、あらかじめ地域医療連携推進法人会計基準の適用を想定して区分経理しておくことが望まれる。

【公認会計士等による監査の対象法人】

Q 3 地域医療連携推進法人は、すべて公認会計士等による監査（外部監査）を受けなければならないのか。

A 制度施行後、地域医療連携推進法人はすべて外部監査を受けることとされてきたが、令和6年4月1日以降は、次のいずれにも該当する場合は、外部監査を受けなくてよいこととなる。

ア 定款に、参加法人等が病院等に関する業務を行うのに必要な資金を調達するための支援として資金の貸付け、債務の保証及び基金を引き受ける者の募集、並びに出資を行わない旨を定めていること。

イ 以下の基準に該当しないこと

最終会計年度（医療法第70条の14により読み替えて準用する同法第51条第1項の事業報告書等につき、同じく読み替えて準用する同条第6項の承認を受けた直近の会計年度をいう。）に係る貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額が50億円以上または最終会計年度に係る損益計算書の事業収益の部に計上した額の合計額が70億円以上であること。

※ 例えば、アに該当する場合であっても病院等の開設等により地域医療連携推進法人の負債が50億円以上または事業収益が70億円以上となるような場合は、外部監査を受けなければならないこと。

【公認会計士等による監査の対象期間】

Q 4 3月31日決算日の一般社団法人が、X1年10月1日に地域医療連携推進法人の認定を受けた場合には、監査の対象となる会計期間はどうか。認定を受けた年度であるX1年4月1日からX2年3月31日までの1年間全体が監査の対象となるのか。

A 地域医療連携推進法人の認定を受けた年度であるX1年4月1日からX2年3月31日までの1年間全体が監査の対象となる。なお、地域医療連携推進法人へ移行を検討している一般社団法人については、あらかじめ年度当初から監査を委嘱する公認会計士又は監査法人を選定しておくことが望ましい。

Q 4－2 3月31日決算日の地域医療連携推進法人であって、Q 3のAにあるイを満たすものが、定款にQ 3のAにあるアの内容を定め、X 1年10月1日に定款変更の認可を受けた場合、X 1年4月1日からX 2年3月31日までの会計年度について外部監査を受けなければならないか。また、全期間が監査の対象となるのか。

A 当該会計年度の期間中に、定款にQ 3のAのアの内容が定められていない期間がある場合は、その全期間を対象とした外部監査を受けなければならない。

【税務上の取り扱い】

Q 5 地域医療連携推進法人は認定基準からは非営利型一般社団法人として収益事業課税となると思われるが、今後、公益（社団）法人のような税制優遇（地域医療連携推進事業の非課税等）が整備される方向で調整される予定はあるのか。

A 地域医療連携推進法人自体の税制優遇措置の予定はない。

地域医療連携推進法人は一般社団法人であり、法人税等は普通課税となるが、一方で、地域医療連携推進法人の認定上、剰余金の分配禁止、関係者への利益供与の禁止、役員と同族制限などの要件を満たしていることから、法人の意思により、剰余財産の帰属等に関しても法人税法上の要件を満たした上であれば、「非営利型一般社団法人」となる可能性は高い。また、公益社団法人となることも可能であり、地域医療連携推進法人のあり方やその業務の内容に応じて、法人ごとに検討いただきたい。

【貸借対照表の内訳表の作成】

Q 6 純資産増減計算書内訳表を正確に作成するためには、貸借対照表を医療連携推進業務会計、その他業務会計、法人会計に区分して作成しておく必要はないか。

A 地域医療連携推進法人会計基準適用上の留意事項並びに財産目録、純資産変動計算書及び附属明細表の作成方法に関する運用指針（平成 29 年 3 月 21 日付医政発 0321 第 5 号厚生労働省医政局長通知）において、純資産増減計算内訳表における収益及び費用の事業区分の考え方を示しており、この考え方に従って純資産増減計算内訳表を作成することになる。なお、内部管理上の処理として、貸借対照表科目についても会計毎に区分経理することを妨げるものではない。

【会計上の変更及び過去の誤謬の修正】

Q 7 地域医療連携推進法人は、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準（企業会計基準第 24 号平成 21 年 12 月 4 日企業会計基準委員会）は適用されるのか。

A 会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準は必ずしも適用することを求められているものではないが、地域医療連携推進法人会計基準を適用する以前から会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準がすでに適用されている場合には、継続適用を否定することまで求めるものではない。

また、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準に限らず、地域医療連携推進法人会計基準に記載のない会計基準について、適用しないことにより財務諸表の利用者が誤解を招く恐れがある場合には、適用の必要性について監査人と十分協議することが必要となる。

【資産除去債務に関する会計基準】

Q 8 地域医療連携推進法人は、資産除去債務に関する会計基準（企業会計基準第 18 号平成 20 年 3 月 31 日企業会計基準委員会）は適用されるのか。

A 企業会計では、資産除去債務を負債に計上するとともに、これに対応する除去費用を有形固定資産の取得原価に算入し、当該除去費用は減価償却を通じて費用配分される会計処理が導入されている。資産除去債務に関する会計基準は必ずしも適用することを求められているものではないが、地域医療連携推進法人会計基準を適用する以前から資産除去債務に関する会計基準がすでに適用されている場合には、継続適用を否定することまで求めるものではない。

また、資産除去債務に関する会計基準に限らず、地域医療連携推進法人会計基準に記載のない会計基準について、適用しないことにより財務諸表の利用者が誤解を招く恐れがある場合には、適用の必要性について監査人と十分協議することが必要となる。

【出資に係る収益の医療連携推進業務会計への計上】

Q 9 出資（医療法第 70 条の 8 第 2 項）した子会社に係る収益のうち、医療連携推進業務会計に計上する額は、全額か、又は 50%か。

A 出資に係る収益である子会社からの配当金等は、全額を医療連携推進業務会計に計上するものとする。